

## 件 名

---

魅力ある県立高校づくり第2期実施方策に基づき設置する新校の基本計画（案）  
について

## 提出理由

---

魅力ある県立高校づくり第2期実施方策に基づき設置する新校の基本計画（案）  
について、別紙のとおり報告します。

## 概 要

---

- 1 魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（令和4年10月策定）の概要
- 2 新校基本計画（案）の趣旨
- 3 新校基本計画（案）の構成
- 4 各新校基本計画（案）の概要

# 魅力ある県立高校づくり第2期実施方策に基づき設置する新校の基本計画(案)について

## 1 魅力ある県立高校づくり第2期実施方策(令和4年10月策定)の概要

◇ 設置時期:新校は令和8年度に開校

### 国際感覚を身に付けたグローバル人材を育成する高校の設置

#### 和光新校(仮称)

和光国際高校と和光高校の統合  
国際に関する学科及び普通科の併置校

#### 岩槻新校(仮称)

岩槻高校と岩槻北陵高校の統合  
国際に関する学科及び普通科の併置校

#### 秩父・皆野新校(仮称)

秩父高校と皆野高校の統合  
国際に関する学科及び普通科の併置校

### アニメーション・美術分野で活躍できる人材を育成する高校の設置

#### 越生・鳩山新校(仮称)

越生高校と鳩山高校の統合  
アニメーション・美術に関する学科及び普通科の併置校

### ビジネス分野で活躍できる人材を育成する高校の設置

#### 八潮新校(仮称)

八潮南高校と八潮高校の統合  
ビジネスに関する学科及び普通科の併置校

### 先端産業分野で活躍できる人材を育成する高校の設置

#### 大宮工業・浦和工業新校(仮称)

大宮工業高校と浦和工業高校の統合  
工業に関する学科及び情報に関する学科の併置校

## 2 新校基本計画(案)の趣旨

- (1) 魅力ある県立高校づくり第2期実施方策に基づき設置する新校の教育活動等における基本的な方向性を定めるもの
- (2) 学校の教職員や教育局職員から構成される「新校基本計画検討委員会」、地域や学校の関係者から構成される「新校準備委員会」による協議を経て(案)を作成

## 3 新校基本計画(案)の構成

- (1) 策定に当たっての基本姿勢
- (2) 基本的枠組み
- (3) 校名<sup>1</sup>
- (4) 基本理念
- (5) 教育活動等の基本方針
- (6) 教育活動等の基本方針の具現化
- (7) 開校準備
- (8) 対象校における教育活動
- (9) 教育環境の整備
- (10) 付随する事項

※<sup>1</sup> 校名の検討に当たっては、今後、県民等からのアイデアを広く募集し、新校準備委員会で意見等を聴取する旨を記載

# 和光新校(仮称)基本計画(案)の概要

※ 令和8年度開校

国際感覚を身に付けたグローバル人材を育成する高校

課程等: 全日制課程・学年制

学科・募集人員: 普通科240人、国際科80人(計320人)

基本理念

## 1 目指す学校

- (1) 地球規模の課題に対する探究的な学び等を通して、未来を切りひら拓き、新しい時代を創造していく力を育む学校
- (2) 自国の伝統や文化を理解するとともに、国際感覚を身に付け、国際社会で活躍できる人材を育成する学校
- (3) 県内における国際教育の中核を担い、地域や海外との連携を通して質の高い学びを実践する学校

## 2 育てたい生徒像

- (1) 自国や郷土への理解を深め、異なる文化や価値観を尊重し、共生することのできる生徒
- (2) 豊かな国際感覚と語学力を備え、知識や経験に裏付けられた自分自身のもの見方や考え方をもち、主体的に行動できる生徒
- (3) 社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくことのできる生徒
- (4) 豊かな人間性を備えた心身ともに健康で、地域や国際社会の課題解決に貢献できる生徒

教育活動等の基本方針

## 3 教科指導

- (1) 外国語教育を重視し、教科等横断的な学び、国際理解教育を推進する。
- (2) 生徒の個性に応じた多様な選択科目を提供するとともに、教育活動の中にICT活用を位置付けることによって個々の学力の更なる向上を図る。
- (3) 地球規模の課題の探究活動を通して、主体的に学習に取り組む態度を育む。

## 4 生徒指導

- (1) 基本的生活習慣を身に付け、自己の確立を促す。
- (2) 他者の立場を理解し尊重する態度を育てる。
- (3) 国際社会においてふさわしいマナーの習得を図る。

## 5 進路指導

- (1) 生徒が卒業後の進路を模索し実現する過程を支援し、将来を見通した進路選択を促す。
- (2) 国際社会に生きる人間としての教養や人生観を豊かにし、多様な職業観に基づき個に応じた進路指導を行う。
- (3) 生徒一人一人の進路実現を目指し、生徒に寄り添った指導体制を確立する。

# 岩槻新校(仮称)基本計画(案)の概要

※ 令和8年度開校

国際感覚を身に付けたグローバル人材を育成する高校

課程等:全日制課程・学年制

学科・募集人員:普通科280人、国際教養科40人(計320人)

基本理念

## 1 目指す学校

- (1) 地域の伝統産業等を生かした協働的・探究的な学びを通して新しい時代に求められる資質・能力を育成し、生徒一人一人の自己実現を目指す学校
- (2) 自国の伝統や文化を理解するとともに、国際感覚を身に付け、国際社会に貢献できる人材を育成する学校
- (3) 近隣の小・中学校や大学等との連携により、将来を見通した継続性のある創造的な学びを実践し、地域における学びの中心的役割を担う学校

## 2 育てたい生徒像

- (1) 自国や郷土への理解を深め、その魅力を海外に広めるとともに、持てる力を生かして地域の課題解決に貢献できる生徒
- (2) 豊かな国際感覚や語学力などコミュニケーションに必要な力を備え、グローバルな視点で諸課題を考え解決に向けて行動するとともに、多様な価値観を受容できる生徒
- (3) 自ら考え、自ら学び、自ら行動し、積極的に他者と関わろうとする生徒
- (4) 学校行事をはじめとする課外活動に積極的に取り組み、自主・自律の態度や豊かな心を育もうとする生徒

教育活動等の基本方針

## 3 教科指導

- (1) グローバル人材の育成を目指し、教科等横断的な学びを通して、国際感覚や語学力を育成する。
- (2) ICTの活用を通して学びを深め、多面的・多角的な学習評価によって生徒が主体的に学びに向かう力を育む。
- (3) 探究的な学びの中で地域の特性や課題への関心を高め、SDGsなどの諸課題の解決に向けて取り組むための資質・能力を育成する。

## 4 生徒指導

- (1) 生徒一人一人の個性を踏まえた指導を通して、規範意識を高め、自らの意志で社会に関わろうとする主体性を育む。
- (2) 地域の教育力の活用や学校行事の充実を通して、自己肯定感や自己有用感等を高めるとともに、他者を尊重する態度や豊かな人間性を育む。
- (3) 健全な人間関係の構築を支援するため、相談体制を整える。

## 5 進路指導

- (1) 系統的なキャリア教育及び地域と連携した探究的な学びを通じて、自らの進路を主体的に選択することができるよう、組織的・計画的な進路指導を行う。
- (2) 大学進学を中心に、生徒一人一人の進路希望に応じたきめ細かな指導を行うとともに、資格取得を奨励し、学習への動機付けを図る。
- (3) 大学や企業との連携に積極的に取り組み、望ましい勤労観、職業観を確立し、将来を見据えた進路実現を図る。

# 秩父・皆野新校(仮称)基本計画(案)の概要

※ 令和8年度開校

国際感覚を身に付けたグローバル人材を育成する高校

課程等: 全日制課程・学年制

学科・募集人員: 普通科160人、国際教養科40人(計200人)

基本理念

## 1 目指す学校

- (1) 自国の伝統や文化を理解するとともに、国際感覚を身に付け、国内外で活躍できる人材を育成する学校
- (2) 地域の歴史や伝統を重んじる中で、進学を重視した創造的な学びを実践し、地域における学びの中心的役割を担う学校
- (3) 地域の観光資源等を生かした協働的・探究的な学びを通して生徒の資質・能力を育成し、地域の振興に貢献する人材を育てる学校

## 2 育てたい生徒像

- (1) 自国や郷土への理解を深め、その魅力を海外に広めるとともに、地域の資源を活用する意識を持ち、地域の課題解決に貢献できる生徒
- (2) 豊かな国際感覚と語学力を備え、異文化理解・多文化交流に積極的に取り組み、グローバルとローカルの視点で思考できる、社会に貢献する意欲にあふれた生徒
- (3) 主体的に行動し、国内外で主導的な役割を果たすことのできる生徒
- (4) 礼節を備え、多様性を尊重することのできる、心身ともに健康な生徒

教育活動等の基本方針

## 3 教科指導

- (1) 多様な科目を設定するとともに、教科等横断的な学びを通して、豊かな国際感覚を育む。
- (2) 教育活動の中にICT活用を位置付けることによって、生徒の個々の学力の更なる向上を図る。
- (3) 探究的な学びを通して地域や国際社会の課題に関心を持たせるとともに、課題解決に取り組むための資質・能力を育成する。

## 4 生徒指導

- (1) 挨拶を励行し、基本的生活習慣、礼節を備えた心身ともに健やかな人材を育成する。
- (2) 生徒一人一人が多様性を認め合い、他者を尊重し、主体的に学校生活を送ろうとする態度を養う。
- (3) 地域との関わりや課外活動を通じ、自己肯定感を高めるとともに、社会の一員としての自覚と責任を持った生徒を育てる。

## 5 進路指導

- (1) 将来を見据えた進路選択ができるよう、系統的・計画的なキャリア教育を行う。
- (2) 進学意識を高めるとともに、自信を持って将来の進路を選択するために必要な学力の向上を図る。
- (3) 地域資源を生かした学びを通して、地域社会へ貢献しようとする態度を養う。

# 越生・鳩山新校(仮称)基本計画(案)の概要

※ 令和8年度開校

アニメーション・美術分野で活躍できる人材を育成する高校

課程等: 全日制課程・学年制

学科・募集人員: 普通科120人、美術表現科40人(計160人)

## 1 目指す学校

- (1) 個に応じた指導によって生徒一人一人の資質・能力の向上を図り、自らの強みを生かした進路の実現を目指す学校
- (2) 実践的・体験的な学習活動を通して、クリエイティブな分野で活躍できる人材を育成する学校
- (3) 地域との協働的な学びを通して主体性を養い、地域や社会に貢献しようとする生徒を育てる学校

## 2 育てたい生徒像

- (1) 主体的に学び続ける意欲を持ち、自らの資質・能力を高めようと努力する生徒
- (2) 自分の考えを持ち、表現し、行動することのできる生徒
- (3) 他者を尊重する態度を備え、周囲から信頼される生徒
- (4) 芸術に親しみ、自らの興味・関心に基づいて創造性を高めようとする生徒

## 3 教科指導

- (1) 達成感を得られる学びの実践を通して、基礎的・基本的な学力の定着を図る。
- (2) 生徒一人一人の興味や進路希望に応じた多様な科目を典型的に設定し、個々の資質・能力の向上を図る。
- (3) 地域や外部機関等と連携した実践的・体験的な学習活動を充実させ、主体的に学習に取り組む態度を育む。

## 4 生徒指導

- (1) 生徒の主体性や自己肯定感を高めるとともに、他者を尊重する豊かな人間性を育む。
- (2) モラルやマナーの習得を図るとともに、規範意識を高め、社会で活躍できる人材を育成する。
- (3) 生徒一人一人の個性に応じた支援を行う。

## 5 進路指導

- (1) 将来を見据え、自信を持って進路選択ができるよう、系統的・計画的なキャリア教育を行う。
- (2) 一人一人の進路希望に応じて、生徒に寄り添ったきめ細かな指導を行う。
- (3) 豊かな職業観を育成するため、大学や専門学校、地元企業等との連携に積極的に取り組む。

教育活動等の基本方針

基本理念

# 八潮新校(仮称)基本計画(案)の概要

※ 令和8年度開校

ビジネス分野で活躍できる人材を育成する高校

課程等:全日制課程・学年制

学科・募集人員:普通科120人、ビジネス探究科120人(計240人)

基本理念

## 1 目指す学校

- (1) 生徒の自主性を尊重しながらグローバル社会に順応できる力を育むとともに、地域と連携し、地域や社会に貢献できる人材を育成する学校
- (2) 創造的に解決する力や社会人基礎力を養い、ビジネス分野をはじめ幅広く活躍できる人材を育成する学校
- (3) 社会の中でたくましく生きる力を育てながら、自ら枠を超えて行動を起こし新たな価値を生み出していく力の醸成を目指す学校

## 2 育てたい生徒像

- (1) 自主的に学び、理解し、活用する力を身に付けるとともに、更なる興味・関心に基づいて探究し続けることができる生徒
- (2) 学力の向上に努めるとともに、スポーツや芸術活動にも主体的に取り組み、自ら人生を切り拓いていくことができる生徒
- (3) 柔軟な発想を持ち、他者と積極的に関わろうとする生徒
- (4) 社会を構成する一員としての自覚を持ち、社会の発展に貢献しようとする生徒

教育活動等の基本方針

## 3 教科指導

- (1) 生徒の能力・適性及び進路希望に応じた学習を展開し、個々の伸長を図る。
- (2) 実践的・体験的な学びを通して、自らの力で問題を解決する力や社会人基礎力を養う。
- (3) ICTを活用しながら主体的な学びを推進し、地域や社会に貢献できる人材を育てる。

## 4 生徒指導

- (1) 社会に出て即戦力として活躍できる人材を育成する。
- (2) 生徒一人一人を理解し、心情に寄り添った丁寧な指導を行う。
- (3) 多様な価値観に触れ、相手を思いやる心を育て、命の大切さを学ぶことにより、豊かな人間性を養う。

## 5 進路指導

- (1) 一人一人の進路希望に応じて、生徒に寄り添ったきめ細かな指導を行う。
- (2) 生徒が自分の将来について夢を持って主体的に進路選択ができるよう支援する。
- (3) 大学や地域企業等と連携・協働してアントレプレナーシップ(起業家精神)の醸成を図るなど、組織的・計画的な進路指導を実践する。

# 大宮工業・浦和工業新校(仮称)基本計画(案)の概要

※ 令和8年度開校

先端産業分野で活躍できる人材を育成する高校

課程等:全日制課程・学年制

学科・募集人員:機械工学科80人、電気工学科40人、建築デザイン工学科80人、ロボット工学科40人  
情報サイエンス科80人(計320人)

基本理念

## 1 目指す学校

- (1) 埼玉県けんの工業教育・情報教育を牽引するとともに、グローバルな視点に立ち、先端産業分野で活躍するための資質・能力を育成する学校
- (2) ものづくり全般に関わる基礎から新たな価値を生み出す教育まで、Society5.0を実現する学びを実践する学校
- (3) ものづくり教育の拠点として、地域や社会に貢献しようとする生徒を育てる学校

## 2 育てたい生徒像

- (1) 何事にも誠実に取り組み、貫き通すことができる生徒
- (2) 広い視野と豊かな教養を身に付けた、心身ともに強くたくましい生徒
- (3) 社会や時代の変化に柔軟に対応し、主体的に考え行動できる生徒
- (4) ものづくりが好きで、生涯にわたり学び続け新たな価値を創造することができる生徒

教育活動等の基本方針

## 3 教科指導

- (1) ものづくり全般に関する基礎的な学びを大切にするとともに、一人一人の発想力や創造力を育む。
- (2) 情報及び情報手段を主体的に選択し、適切かつ効果的に活用できる力を育み、情報分野におけるスペシャリストに必要な能力や態度を養う。
- (3) 学科横断型の探究活動等を通して、生徒の資質・能力の向上を図る。
- (4) 地域や企業との協働教育を図り主体的な学びを実践するとともに、ICTを効果的に活用するなどして個別最適な学びを推進する。

## 4 生徒指導

- (1) 誠実で礼儀正しい生徒を育成する。
- (2) 豊かな人間性を育て、規範意識の構築を図る。
- (3) 他者の立場を理解し、思いやりのある生徒を育成する。

## 5 進路指導

- (1) 「自他理解」、「自己開発」、「自己実現」に根差した教育活動を実現し、キャリアデザイン力を醸成する。
- (2) 生徒一人一人の進路希望に応じたきめ細かな指導を行う。
- (3) 全ての生徒の進路実現を目指して、組織的・計画的な指導を行う。



和光新校（仮称）基本計画  
（案）

令和 6 年 ● 月  
埼玉県教育委員会

## 目 次

<ul style="list-style-type: none"> <li>1 策定に当たっての基本姿勢 . . . . . 1</li> <li>2 基本的枠組み             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 設置場所</li> <li>(2) 課程・学科等</li> <li>(3) 開校時の募集人員</li> <li>(4) 開校年度等</li> </ul> </li> <li>3 校名 . . . . . 2</li> <li>4 基本理念             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 目指す学校</li> <li>(2) 育てたい生徒像</li> </ul> </li> <li>5 教育活動等の基本方針             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本姿勢</li> <li>(2) 教科指導</li> <li>(3) 生徒指導</li> <li>(4) 進路指導</li> <li>(5) 生徒募集</li> </ul> </li> <li>6 教育活動等の基本方針の具現化 . . . . . 3             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教科指導</li> <li>(2) 生徒指導</li> <li>(3) 進路指導</li> <li>(4) 生徒募集</li> <li>(5) その他</li> </ul> </li> <li>7 開校準備 . . . . . 4             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設・設備の整備</li> <li>(2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1</li> <li>2</li> <li>2</li> <li>2</li> <li>3</li> <li>3</li> <li>4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 生徒募集及び入学者選抜</li> <li>(4) 校章、校歌、制服等</li> <li>8 対象校における教育活動 . . . . . 5</li> <li>9 教育環境の整備</li> <li>10 付随する事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 跡地の利活用</li> <li>(2) 同窓会及び後援会</li> <li>(3) 対象校が保管する物品等の保存</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5</li> <li>5</li> <li>6</li> <li>12</li> <li>18</li> </ul>
--	---	---	---

**【参考資料】**

資料1 新校準備委員会設置要綱（委員名簿含む。）	. . . . . 6
資料2 新校基本計画検討委員会設置要綱（委員名簿含む。）	. . . . . 12
資料3 和光新校準備委員会及び和光新校基本計画検討委員会の開催状況	. . . . . 18

魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「実施方策」という。）に基づき、次のとおり、和光新校（仮称）（以下「新校」という。）を設置する。

## 1 策定に当たっての基本姿勢

和光新校（仮称）基本計画の策定に当たっては、教育局職員と和光国際高等学校及び和光高等学校（以下「対象校」という。）の教職員により構成する新校基本計画検討委員会において検討するとともに、地元関係者や学校関係者の協力を得て、新校準備委員会を設置し、様々な観点から意見を聴取した。

県教育委員会及び新校においては、聴取した意見を踏まえ、次のとおり、魅力ある県立高校づくりに取り組む。

- (1) 県立高校の再編整備は、中学校卒業生数が減少する中で、県立高校の活性化を進めるための教育行政上の重要施策である。新校の設置に当たっては、対象校の特長を生かし、生徒にとってより良い教育環境の整備に取り組み、特色ある高校づくりを図る。
- (2) 校長は、組織としての機能を十分に発揮して、新校の管理・運営に取り組む。
- (3) 校長をはじめ教職員は、生徒や保護者のニーズに応えられるよう、積極的に教育活動を展開するとともに、地域との連携・協働を進める。

## 2 基本的枠組み

### (1) 設置場所

和光国際高等学校と和光高等学校を統合し、新校を和光市広沢4番1号（現在の和光国際高等学校の場所）に設置する。

### (2) 課程・学科等

全日制課程の普通科及び国際関係に関する学科（国際科）の併置校とし、学年制とする。

### (3) 開校時の募集人員

普通科 240人

国際科 80人

### (4) 開校年度等

開校は令和8年度とする。

和光国際高等学校の生徒募集は令和7年度入学者選抜まで行い、和光高等学校の生徒募集は令和5年度入学者選抜まで行う。なお、令和6年度又は令和7年度に和光国際高等学校へ入学した生徒は、令和8年度から新校の生徒となる。

### 3 校名

県立高等学校の校名は、県議会の議決により「埼玉県学校設置条例」で定められる。県教育委員会は、「埼玉県立高等学校の校名変更の検討基準」に基づき新校の校名案を検討する。

校名案の検討に当たっては、県民や対象校関係者などからアイデアを広く募集するとともに、新校準備委員会において意見等を聴取する。

### 4 基本理念

実施方策に定める新校の基本方針等を踏まえ、次のとおりとする。

#### (1) 目指す学校

ア 地球規模の課題に対する探究的な学び等を通して、未来を切り拓き、新しい時代を創造していく力を育む学校

イ 自国の伝統や文化を理解するとともに、国際感覚を身に付け、国際社会で活躍できる人材を育成する学校

ウ 県内における国際教育の中核を担い、地域や海外との連携を通して質の高い学びを実践する学校

#### (2) 育てたい生徒像

ア 自国や郷土への理解を深め、異なる文化や価値観を尊重し、共生することのできる生徒

イ 豊かな国際感覚と語学力を備え、知識や経験に裏付けられた自分自身のものの見方や考え方をもち、主体的に行動できる生徒

ウ 社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくことのできる生徒

エ 豊かな人間性を備えた心身ともに健康で、地域や国際社会の課題解決に貢献できる生徒

### 5 教育活動等の基本方針

基本理念に基づき、次のとおり、教育活動等の基本方針を定める。

#### (1) 基本姿勢

国際社会で活躍できる豊かな人間性や国際感覚、語学力を身に付け、高い目標を持って困難を乗り越えようとする態度や実践力を養うために、主体的・対話的で深い学びの視点から学習内容の充実を図るとともに、探究的な学習等を通じ、地域をはじめ多様な他者との協働的な学びを実践する。

#### (2) 教科指導

ア 外国語教育を重視し、教科等横断的な学び、国際理解教育を推進する。

イ 生徒の個性に応じた多様な選択科目を提供するとともに、教育活動の中にICT活用を位置付けることによって個々の学

力の更なる向上を図る。

ウ 地球規模の課題の探究活動を通して、主体的に学習に取り組む態度を育む。

(3) 生徒指導

ア 基本的な生活習慣を身に付け、自己の確立を促す。

イ 他者の立場を理解し尊重する態度を育てる。

ウ 国際社会においてふさわしいマナーの習得を図る。

(4) 進路指導

ア 生徒が卒業後の進路を模索し実現する過程を支援し、将来を見通した進路選択を促す。

イ 国際社会に生きる人間としての教養や人生観を豊かにし、多様な職業観に基づき個に応じた進路指導を行う。

ウ 生徒一人一人の進路実現を目指し、生徒に寄り添った指導体制を確立する。

(5) 生徒募集

ア 地域や海外との連携を通して質の高い学びを実践する学校としての魅力を積極的に広報する。

イ 学校の特色や育てたい生徒像を踏まえ、目的意識が高く意欲のある生徒の募集に努める。

ウ 広範囲の地域に向けた募集活動を行う。

6 教育活動等の基本方針の具現化

教育活動等の基本方針に基づき、今後、次のとおり検討する。

(1) 教科指導

ア ICTの有効な活用を図り、教科・科目の特性に応じて、生徒一人一人に寄り添った丁寧な学習指導を行う。

イ 国際理解教育の視点で、各教科の横断的な学びを推進するとともにICTを用いて国内外の学校等との交流を積極的に取り入れる。

ウ 英語圏に限らない国際理解科目等（学校設定科目含む。）を設置し、一部の科目は学科を横断して選択できるようにする。

エ 学校全体で学習評価の在り方を検討し、生徒の学習改善や教員の授業力向上につなげる。

オ 国際社会に生きる人間として必要な思考力、判断力、表現力等を育成するため、大学や企業等と連携した体験活動等を行う。

カ 地球規模の課題を見据えた協働的な学びを推進し、多様な価値観に触れながら主体的・対話的で深い学びの実践を図る。

(2) 生徒指導

ア 全教職員の共通理解のもとに、挨拶の励行等の指導を行う。

- イ 学校行事や課外活動における主体的な取組を通して、自己肯定感や自己有用感を高める。
- ウ 生徒総会に向けての議論等、生徒同士で話し合う機会を多く設け、自発的な行動を促す。
- エ 地域との関わりや留学生との交流等を通して、他者を尊重する態度を涵養する。
- オ 教職員一人一人がカウンセリングマインドを身に付け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携するなど、組織的な教育相談体制を確立する。
- カ 人権問題に対する正しい理解を深め、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の精神を涵養する。

### (3) 進路指導

- ア ガイダンス機能を充実させ、十分な情報提供と指導を実施するとともに、面談を通して個々に応じた指導を行う。
- イ 生徒の主体的な進路選択を促進するために、系統的なキャリア教育を実践する。
- ウ グローバル化の中で海外進学を含めた多様な進路に対応できるよう、国際的な団体等と連携した取組を行う。
- エ 地元企業や団体等と連携し、体験活動や講演等を実施する。
- オ 学年・教科・分掌等が連携し、生徒の進路実現を支援するための体制を構築する。

### (4) 生徒募集

- ア 学校が持つ教育コンテンツや生徒及び卒業生の活躍を積極的に発信し、広く学校の魅力を伝える。
- イ 学校の特色を生かした取組を行う中で、近隣の小・中学校等と交流し、新校の魅力を発信する。
- ウ 新校案内冊子の作成や外部説明会への積極的な参加を通して、新校の周知徹底を図る。
- エ ホームページの活用やパブリシティ活動、SNSを含めたメディア展開等の工夫を図る。
- オ 入学者選抜において、学校の特色や育てたい生徒像を踏まえた選抜基準を設ける。

### (5) その他

- ア 地域と関わりながら共生に向けた学びの機会を設ける。
- イ 指導の充実を目的とした様々な研修を実施して、教職員の資質・能力の向上を図る。

## 7 開校準備

### (1) 施設・設備の整備

和光国際高等学校の施設・設備の有効活用を基本に、必要な改修や整備に努める。整備期間は令和6年度から令和9年度までの間を目途とする。

対象校の備品等については、原則として、新校が引き継ぐものとし、保管転換の事務や移動作業、配置等については、新校が行う。

- (2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行  
対象校が保管する公文書等については、新校が引き継ぐ。統合後の各種証明書の発行は新校が行う。
  - (3) 生徒募集及び入学者選抜  
生徒募集活動や入学者選抜の事務は、和光国際高等学校が中心となり、和光高等学校が全面的に協力して行う。
  - (4) 校章、校歌、制服等  
今後、準備を進める中で対象校が検討する。
- 8 対象校における教育活動  
県教育委員会は、対象校において生徒募集を停止した後も、在校生に教育上の支障や不利益が生じることがないように配慮する。
- 9 教育環境の整備  
県教育委員会は、県立高校の再編整備を積極的に推進する見地から、教育環境の整備に努める。現行制度に照らしつつ、新校の特色化を進める方向で教職員の人事等を検討するとともに、施設・設備の整備についても必要な予算の確保に努める。
- 10 付随する事項
- (1) 跡地の利活用  
和光高等学校の設置や管理・運営に当たって多大な協力を頂いてきた和光市と協議しながら利活用を検討する。
  - (2) 同窓会及び後援会  
今後、対象校の同窓会及び後援会で検討する。
  - (3) 対象校が保管する物品等の保存  
対象校が保管する校旗や卒業記念品、記念誌等の取扱いについては、今後、関係者の意見を伺いながら対象校が検討する。

## 新校準備委員会設置要綱

### (設置)

第1条 魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「第2期実施方策」という。）に基づき、新たに設置する高校（以下「新校」という。）を円滑に開校するため、新校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、別表第1に掲げる新校ごとにそれぞれ設置するものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、新校の開設に関する次の事項を所掌する。

- 一 新校の基本計画に関し、意見を述べること。
- 二 新校の校名に関し、意見を述べること。
- 三 前二号のほか新校の開設準備に関し、委員長が必要と認める事項。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 委員長及び副委員長は、別表第3のとおり置くものとする。

### (委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。



(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から令和7年3月31日までとする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1

和光新校準備委員会 岩槻新校準備委員会 秩父・皆野新校準備委員会 越生・鳩山新校準備委員会 八潮新校準備委員会 大宮工業・浦和工業新校準備委員会
---

別表第 2

	委 員
地元関係者	行政関係者の中から教育長が選任した者 教育関係者の中から教育長が選任した者 産業関係者の中から教育長が選任した者
学校関係者	地元中学校長の中から教育長が選任した者 第 2 期実施方策に掲げる対象校 P T A 等関係者の中から教育長が選任した者
県教育委員会	高校改革統括監 魅力ある高校づくり課長 第 2 期実施方策に掲げる対象校校長

別表第 3

	委員会名	委員長	副委員長
1	和光新校 準備委員会	高校改革統括監	和光国際高等学校長 和光高等学校長
2	岩槻新校 準備委員会	高校改革統括監	岩槻高等学校長 岩槻北陵高等学校長
3	秩父・皆野新校 準備委員会	高校改革統括監	秩父高等学校長 皆野高等学校長
4	越生・鳩山新校 準備委員会	高校改革統括監	越生高等学校長 鳩山高等学校長
5	八潮新校 準備委員会	高校改革統括監	八潮南高等学校長 八潮高等学校長
6	大宮工業・浦和工業新校 準備委員会	高校改革統括監	大宮工業高等学校長 浦和工業高等学校長

## 和光新校準備委員会 令和4年度 委員名簿

(敬称略)

委員長	白倉 克典	埼玉県教育局県立学校部副部長
副委員長	鈴木 啓修	埼玉県立和光国際高等学校長
副委員長	柴崎 隆史	埼玉県立和光高等学校長
委員	渡辺 正成	和光市企画部次長兼政策課長
委員	佐藤 真二	和光市教育委員会事務局次長兼学校教育課長
委員	羽田 邦弘	十文字学園女子大学教育人文学部教授
委員	富岡 健治	和光市商工会副会長
委員	金子 文春	和光市立大和中学校長
委員	柴田 恵子	埼玉県立和光国際高等学校PTA会長
委員	山口 一志	埼玉県立和光国際高等学校同窓会長
委員	布川 素子	埼玉県立和光高等学校PTA会長
委員	重田 整孝	埼玉県立和光高等学校同窓会長
委員	佐藤 直樹	埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課長

## 和光新校準備委員会 令和5年度 委員名簿

(敬称略)

委員長	依田 英樹	埼玉県教育局県立学校部高校改革統括監
副委員長	鈴木 啓修	埼玉県立和光国際高等学校長
副委員長	柴崎 隆史	埼玉県立和光高等学校長
委員	中川 大	和光市企画部企画人権課長
委員	辻 英一	和光市教育委員会事務局次長兼学校教育課長
委員	羽田 邦弘	十文字学園女子大学教育人文学部教授
委員	佐藤 真二	和光市立大和中学校長
委員	柴田 恵子	埼玉県立和光国際高等学校後援会長
委員	山口 一志	埼玉県立和光国際高等学校同窓会長
委員	布川 素子	埼玉県立和光高等学校後援会長
委員	重田 整孝	埼玉県立和光高等学校同窓会長
委員	廣川 佳之	埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課長

## 新校基本計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「第2期実施方策」という。）に基づき、新たに設置される高校（以下「新校」という。）の基本計画を検討するため、新校基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、新校ごとにそれぞれ設置し、その職務は別表第1に掲げるとおりとする。

### (組織)

第2条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 委員長は、県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長とする。

4 副委員長は、当該各校の教頭とする。

### (委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第5条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

### (設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から令和6年3月31日までとする。

### (委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は令和4年11月8日から施行する。

別表第1

	委員会名	職 務
1	和光新校 基本計画検討委員会	和光新校に係る基本計画について検討すること。
2	岩槻新校 基本計画検討委員会	岩槻新校に係る基本計画について検討すること。
3	秩父・皆野新校 基本計画検討委員会	秩父・皆野新校に係る基本計画について検討すること。
4	越生・鳩山新校 基本計画検討委員会	越生・鳩山新校に係る基本計画について検討すること。
5	八潮新校 基本計画検討委員会	八潮新校に係る基本計画について検討すること。
6	大宮工業・浦和工業新校 基本計画検討委員会	大宮工業・浦和工業新校に係る基本計画について検討すること。



別表第2

	委員会名	委員
1	和光新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 和光国際高等学校及び和光高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
2	岩槻新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 岩槻高等学校及び岩槻北陵高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
3	秩父・皆野新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 秩父高等学校及び皆野高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
4	越生・鳩山新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 越生高等学校及び鳩山高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
5	八潮新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 八潮高等学校及び八潮南高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
6	大宮工業・浦和工業新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 大宮工業高等学校及び浦和工業高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者

## 和光新校基本計画検討委員会 令和4年度 委員名簿

(敬称略)

委員長	栗藤 義明	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長
副委員長	松本 浩	和光国際高等学校教頭兼魅力ある高校づくり課主任管理主事
副委員長	遠藤 智久	和光高等学校教頭兼魅力ある高校づくり課主任管理主事
委員	岩並 亜古	和光国際高等学校事務長
委員	森山 俊博	和光国際高等学校教諭 (教務部)
委員	後閑 理江	和光国際高等学校教諭 (進路指導部)
委員	瀧嶋 明康	和光国際高等学校教諭 (国際教育部)
委員	山崎 勝	和光国際高等学校教諭 (外国語科)
委員	山本 剛	和光高等学校教諭 (教務部)
委員	松本 悠	和光高等学校教諭 (進路指導部)
委員	谷津 智士	和光高等学校教諭 (生徒指導部)
委員	横山 豪	財務課主査 (学校予算・経理指導担当)
委員	大場 康弘	財務課主査 (施設整備担当)
委員	秋山 公孝	県立学校人事課管理主事 (教員人事担当)
委員	小池 哲志	県立学校人事課管理主事 (学事・働き方改革担当)
委員	野澤 優太	高校教育指導課指導主事 (学びの改革担当)
委員	小島 貴裕	高校教育指導課指導主事 (学びの改革担当)
委員	黒須 秀人	高校教育指導課指導主事 (教育課程担当)
委員	石戸谷 大輔	I C T教育推進課指導主事 (I C T教育指導担当)
委員	篠田 健志	生徒指導課指導主事 (総務・登校支援・中退防止担当)
委員	龍野 雅美	保健体育課指導主事 (健康教育・学校安全担当)

## 和光新校基本計画検討委員会 令和5年度 委員名簿

(敬称略)

委員長	栗藤 義明	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長
副委員長	松本 浩	和光国際高等学校教頭兼魅力ある高校づくり課主任管理主事
副委員長	岡島 卓也	和光高等学校教頭兼魅力ある高校づくり課主任管理主事
委員	込戸 英二	和光国際高等学校事務長
委員	森山 俊博	和光国際高等学校教諭 (教務部)
委員	後閑 理江	和光国際高等学校教諭 (進路指導部)
委員	瀧嶋 明康	和光国際高等学校教諭 (国際教育部)
委員	山崎 勝	和光国際高等学校教諭 (外国語科)
委員	山本 剛	和光高等学校教諭 (教務部)
委員	松本 悠	和光高等学校教諭 (進路指導部)
委員	谷津 智士	和光高等学校教諭 (生徒指導部)
委員	落合 範崇	財務課主査 (学校予算・経理指導担当)
委員	落合 真由美	財務課主幹 (施設整備担当)
委員	秋山 公孝	県立学校人事課管理主事 (教員人事担当)
委員	大池 秀和	県立学校人事課管理主事 (学事担当)
委員	石戸谷 大輔	高校教育指導課指導主事 (学びの改革担当)
委員	小池 哲志	高校教育指導課指導主事 (学びの改革担当)
委員	野澤 優太	高校教育指導課指導主事 (教育課程担当)
委員	黒須 秀人	高校教育指導課指導主事 (教育課程担当)
委員	大沼 潤一	I C T教育推進課主幹兼主任指導主事 (I C T教育指導担当)
委員	篠田 健志	生徒指導課指導主事 (総務・登校支援・中退防止担当)
委員	龍野 雅美	保健体育課指導主事 (健康教育・学校安全担当)

## 和光新校準備委員会 開催状況

第1回	令和5年2月7日(火) 午前10時から午前11時30分	県立和光国際高等学校 大会議室
和光新校基本計画検討(案)について		
第2回	令和5年6月8日(木) 午前10時から午前11時30分	県立和光国際高等学校 大会議室
和光新校基本計画骨子(案)について		
第3回	令和5年11月24日(金) 午前10時から午前11時50分	県立和光国際高等学校 大会議室
和光新校(仮称)基本計画(案)について		

## 和光新校基本計画検討委員会 開催状況

第1回	令和4年12月7日（水）午後3時から午後4時40分	県立和光国際高等学校 大会議室
和光新校基本計画検討（案）について		
第2回	令和5年5月24日（水）午後3時から午後4時10分	県立和光国際高等学校 大会議室
和光新校基本計画骨子（案）について		
第3回	令和5年10月25日（水）午後3時20分から午後4時40分	県立和光国際高等学校 大会議室
和光新校（仮称）基本計画（案）について		

岩槻新校（仮称）基本計画  
（案）

令和 6 年 ● 月  
埼玉県教育委員会

## 目 次

<p>1 策定に当たっての基本姿勢 . . . . . 1</p> <p>2 基本的枠組み</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 設置場所</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 課程・学科等</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 開校時の募集人員</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 開校年度等</p> <p>3 校名 . . . . . 2</p> <p>4 基本理念</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 目指す学校</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 育てたい生徒像</p> <p>5 教育活動等の基本方針</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 基本姿勢</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 教科指導</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 生徒指導</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 進路指導</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) 生徒募集</p> <p>6 教育活動等の基本方針の具現化 . . . . . 3</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 教科指導</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 生徒指導</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 進路指導</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 生徒募集</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) その他</p> <p>7 開校準備 . . . . . 5</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 施設・設備の整備</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>13</p> <p>19</p>	<p style="padding-left: 20px;">(3) 生徒募集及び入学者選抜</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 校章、校歌、制服等</p> <p>8 対象校における教育活動</p> <p>9 教育環境の整備</p> <p>10 付随する事項 . . . . . 6</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 跡地の利活用</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 同窓会及び後援会</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 対象校が保管する物品等の保存</p> <p><b>【参考資料】</b></p> <p>資料1 新校準備委員会設置要綱（委員名簿含む。）  <span style="float: right;">. . . . . 7</span></p> <p>資料2 新校基本計画検討委員会設置要綱（委員名簿含む。）  <span style="float: right;">. . . . . 13</span></p> <p>資料3 岩槻新校準備委員会及び岩槻新校基本計画検討委員会          の開催状況 <span style="float: right;">. . . . . 19</span></p>
---	--	---

魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「実施方策」という。）に基づき、次のとおり、岩槻新校（仮称）（以下「新校」という。）を設置する。

## 1 策定に当たっての基本姿勢

岩槻新校（仮称）基本計画の策定に当たっては、教育局職員と岩槻高等学校及び岩槻北陵高等学校（以下「対象校」という。）の教職員により構成する新校基本計画検討委員会において検討するとともに、地元関係者や学校関係者の協力を得て、新校準備委員会を設置し、様々な観点から意見を聴取した。

県教育委員会及び新校においては、聴取した意見を踏まえ、次のとおり、魅力ある県立高校づくりに取り組む。

- (1) 県立高校の再編整備は、中学校卒業生数が減少する中で、県立高校の活性化を進めるための教育行政上の重要施策である。新校の設置に当たっては、対象校の特長を生かし、生徒にとってより良い教育環境の整備に取り組み、特色ある高校づくりを図る。
- (2) 校長は、組織としての機能を十分に発揮して、新校の管理・運営に取り組む。
- (3) 校長をはじめ教職員は、生徒や保護者のニーズに応えられるよう、積極的に教育活動を展開するとともに、地域との連携・協働を進める。

## 2 基本的枠組み

### (1) 設置場所

岩槻高等学校と岩槻北陵高等学校を統合し、新校をさいたま市岩槻区城南1丁目3番38号（現在の岩槻高等学校の場所）に設置する。

### (2) 課程・学科等

全日制課程の普通科及び国際関係に関する学科（国際教養科）の併置校とし、学年制とする。

### (3) 開校時の募集人員

普通科 280人

国際教養科 40人

### (4) 開校年度等

開校は令和8年度とする。

岩槻高等学校の生徒募集は令和7年度入学者選抜まで行い、岩槻北陵高等学校の生徒募集は令和5年度入学者選抜まで行う。なお、令和6年度又は令和7年度に岩槻高等学校へ入学した生徒は、令和8年度から新校の生徒となる。



### 3 校名

県立高等学校の校名は、県議会の議決により「埼玉県学校設置条例」で定められる。県教育委員会は、「埼玉県立高等学校の校名変更の検討基準」に基づき新校の校名案を検討する。

校名案の検討に当たっては、県民や対象校関係者などからアイデアを広く募集するとともに、新校準備委員会において意見等を聴取する。

### 4 基本理念

実施方策に定める新校の基本方針等を踏まえ、次のとおりとする。

#### (1) 目指す学校

ア 地域の伝統産業等を生かした協働的・探究的な学びを通して新しい時代に求められる資質・能力を育成し、生徒一人一人の自己実現を目指す学校

イ 自国の伝統や文化を理解するとともに、国際感覚を身に付け、国際社会に貢献できる人材を育成する学校

ウ 近隣の小・中学校や大学等との連携により、将来を見通した継続性のある創造的な学びを実践し、地域における学びの中心的役割を担う学校

#### (2) 育てたい生徒像

ア 自国や郷土への理解を深め、その魅力を海外に広めるとともに、持てる力を生かして地域の課題解決に貢献できる生徒

イ 豊かな国際感覚や語学力などコミュニケーションに必要な力を備え、グローバルな視点で諸課題を考え解決に向けて行動するとともに、多様な価値観を受容できる生徒

ウ 自ら考え、自ら学び、自ら行動し、積極的に他者と関わろうとする生徒

エ 学校行事をはじめとする課外活動に積極的に取り組み、自主・自律の態度や豊かな心を育もうとする生徒

### 5 教育活動等の基本方針

基本理念に基づき、次のとおり、教育活動等の基本方針を定める。

#### (1) 基本姿勢

新しい時代に求められる資質・能力の育成を目指し、社会に貢献できる人材を輩出するために、主体的・対話的で深い学びの視点から学習内容の充実を図るとともに、探究的な学習等を通じ、地域をはじめ多様な他者との協働的な学びを実践する。

#### (2) 教科指導

- ア グローバル人材の育成を目指し、教科等横断的な学びを通して、国際感覚や語学力を育成する。
- イ ICTの活用を通して学びを深め、多面的・多角的な学習評価によって生徒が主体的に学びに向かう力を育む。
- ウ 探究的な学びの中で地域の特性や課題への関心を高め、SDGsなどの諸課題の解決に向けて取り組むための資質・能力を育成する。

(3) 生徒指導

- ア 生徒一人一人の個性を踏まえた指導を通して、規範意識を高め、自らの意志で社会に関わろうとする主体性を育む。
- イ 地域の教育力の活用や学校行事の充実を通して、自己肯定感や自己有用感等を高めるとともに、他者を尊重する態度や豊かな人間性を育む。
- ウ 健全な人間関係の構築を支援するため、相談体制を整える。

(4) 進路指導

- ア 系統的なキャリア教育及び地域と連携した探究的な学びを通じて、自らの進路を主体的に選択することができるよう、組織的・計画的な進路指導を行う。
- イ 大学進学を中心に、生徒一人一人の進路希望に応じたきめ細かな指導を行うとともに、資格取得を奨励し、学習への動機付けを図る。
- ウ 大学や企業との連携に積極的に取り組み、望ましい勤労観、職業観を確立し、将来を見据えた進路実現を図る。

(5) 生徒募集

- ア 小・中学生や保護者が関心を持てるよう、地域との協働による探究活動を実践する学校、進学を重視した文武両道の学校であることを広く浸透させる。
- イ 学校の特色や育てたい生徒像を踏まえ、目的意識が高く意欲のある生徒の募集に努める。
- ウ 地域における教育活動を積極的にを行い、生徒の活動を通じ幅広く広報活動を行う。

6 教育活動等の基本方針の具現化

教育活動等の基本方針に基づき、今後、次のとおり検討する。

(1) 教科指導

- ア 基礎・基本の徹底を図るとともに、教科・科目等の枠を超えた横断的な学びを推進し、遠隔学習やフィールドワークなど校内外での活動等の機会を積極的に取り入れる。
- イ 英語の検定試験の受検を推奨し、英語4技能を向上させ、積極的に国際交流を図る。
- ウ 各教科においてICTを積極的に活用し、生徒にとって「わかる・できる」授業を展開することで、生徒の主体性を引き出

し、学習改善を図る。

エ 教員間で学習評価の方法を十分に検討し、生徒に分かりやすく示すことで、生徒の学習意欲や教員の授業力向上につながる。

オ 総合的な探究の時間を通して、地域の歴史や文化を学ぶとともに、様々な機会を捉えてSDGsの実践を目指した取組を行い、主体的・対話的で深い学びを実践する。

カ 社会人に必要な思考力、判断力、表現力等の総合的な学力を育成するため、地域の大学や企業と連携した体験活動等を行う。

## (2) 生徒指導

ア 多様な人々と協働していく中で、生徒が安心して発言し、失敗を恐れずに主体的に行動できるよう配慮した指導を行う。

イ 学校と家庭との連携を図り、基本的な生活習慣や社会に必要なマナー・ルールを遵守する態度を育成する。

ウ 地域のイベント企画やボランティア活動等へ積極的に参加し、貢献することで自己肯定感や自己有用感を高める。

エ 様々な場面で自己決定の機会を用意し、規範意識や自己管理など生徒の自律的な行動を支援する。

オ 教職員一人一人がカウンセリングマインドを身に付け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携するなど、組織的な教育相談体制を確立する。

カ 人権問題に対する正しい理解を深め、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の精神を<sup>かん</sup>涵養する。

## (3) 進路指導

ア 多様な人材との交流等を通じ、生徒の学びと進路選択を見通しながら一人一人の目標を実現できるキャリア教育を計画的に実施する。

イ 進路担当を中心に教職員が大学等入試制度の研究を進めるとともに、校内の各分掌等の緊密な連携を通して、生徒の進路希望に応じた指導を行う。

ウ 英語に関わる資格をはじめ、様々な資格が取得できる体制を充実させ、多様な進路実現に向けた学習に結び付ける指導を図る。

エ 大学等と連携した専門的な学習活動等を推進する。

オ 地域及び関係諸団体と連携・協働したキャリア教育の充実を図る。

## (4) 生徒募集

ア 出身校訪問や生徒の活躍する場を近隣の小・中学校や市町村にも広げるなど、生徒たちの姿を通して新校の魅力を発信する。

イ 地元中学校との連携や地元小学生との交流に積極的に取り組む。

- ウ 課外活動等での交流を通じて中学校の教職員に新校の特色を広め、「行きたい高校」への魅力づくりを行う。
  - エ 学校の魅力を伝えるために、PR動画の作成、広報紙への掲載などを組み合わせ、県内の市町村教育委員会との連携を通して、効果的に情報を発信する。
  - オ 入学者選抜において、学校の特色や育てたい生徒像を踏まえた選抜基準を設ける。
- (5) その他
- ア 外国につながる生徒に対する日本語指導を教育課程に組み入れるなど、地域のニーズに応じた教育活動を行う。
  - イ 指導の充実を目的とした様々な研修を実施して、教職員の資質・能力の向上を図る。
  - ウ 共生社会の実現に向けた学びの機会を設定し、多様な人々との協働を通して人権感覚の育成を図る。

## 7 開校準備

### (1) 施設・設備の整備

岩槻高等学校の施設・設備の有効活用を基本に、必要な改修や整備に努める。整備期間は令和6年度から令和9年度までの間を目途とする。

対象校の備品等については、原則として、新校が引き継ぐものとし、保管転換の事務や移動作業、配置等については、新校が行う。

### (2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行

対象校が保管する公文書等については、新校が引き継ぐ。統合後の各種証明書の発行は新校が行う。

### (3) 生徒募集及び入学者選抜

生徒募集活動や入学者選抜の事務は、岩槻高等学校が中心となり、岩槻北陵高等学校が全面的に協力して行う。

### (4) 校章、校歌、制服等

今後、準備を進める中で対象校が検討する。

## 8 対象校における教育活動

県教育委員会は、対象校において生徒募集を停止した後にも、在校生に教育上の支障や不利益が生じることがないように配慮する。

## 9 教育環境の整備

県教育委員会は、県立高校の再編整備を積極的に推進する見地から、教育環境の整備に努める。現行制度に照らしつつ、新校の

特色化を進める方向で教職員の人事等を検討するとともに、施設・設備の整備についても必要な予算の確保に努める。

#### 10 付随する事項

(1) 跡地の利活用

岩槻北陵高等学校の設置や管理・運営に当たって多大な協力を頂いてきたさいたま市と協議しながら利活用を検討する。

(2) 同窓会及び後援会

今後、対象校の同窓会及び後援会で検討する。

(3) 対象校が保管する物品等の保存

対象校が保管する校旗や卒業記念品、記念誌等の取扱いについては、今後、関係者の意見を伺いながら対象校が検討する。

## 新校準備委員会設置要綱

### (設置)

第1条 魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「第2期実施方策」という。）に基づき、新たに設置する高校（以下「新校」という。）を円滑に開校するため、新校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、別表第1に掲げる新校ごとにそれぞれ設置するものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、新校の開設に関する次の事項を所掌する。

- 一 新校の基本計画に関し、意見を述べること。
- 二 新校の校名に関し、意見を述べること。
- 三 前二号のほか新校の開設準備に関し、委員長が必要と認める事項。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 委員長及び副委員長は、別表第3のとおり置くものとする。

### (委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から令和7年3月31日までとする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1

和光新校準備委員会 岩槻新校準備委員会 秩父・皆野新校準備委員会 越生・鳩山新校準備委員会 八潮新校準備委員会 大宮工業・浦和工業新校準備委員会
---

別表第 2

	委 員
地元関係者	行政関係者の中から教育長が選任した者 教育関係者の中から教育長が選任した者 産業関係者の中から教育長が選任した者
学校関係者	地元中学校長の中から教育長が選任した者 第 2 期実施方策に掲げる対象校 P T A 等関係者の中から教育長が選任した者
県教育委員会	高校改革統括監 魅力ある高校づくり課長 第 2 期実施方策に掲げる対象校校長



別表第 3

	委員会名	委員長	副委員長
1	和光新校 準備委員会	高校改革統括監	和光国際高等学校長 和光高等学校長
2	岩槻新校 準備委員会	高校改革統括監	岩槻高等学校長 岩槻北陵高等学校長
3	秩父・皆野新校 準備委員会	高校改革統括監	秩父高等学校長 皆野高等学校長
4	越生・鳩山新校 準備委員会	高校改革統括監	越生高等学校長 鳩山高等学校長
5	八潮新校 準備委員会	高校改革統括監	八潮南高等学校長 八潮高等学校長
6	大宮工業・浦和工業新校 準備委員会	高校改革統括監	大宮工業高等学校長 浦和工業高等学校長

## 岩槻新校準備委員会 令和 4 年度 委員名簿

(敬称略)

委員長	白倉 克典	埼玉県教育局県立学校部副部長
副委員長	関根 憲夫	埼玉県立岩槻高等学校長
副委員長	竹本 淳	埼玉県立岩槻北陵高等学校長
委員	大砂 武博	さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部参事
委員	鴨志田 新一	さいたま市教育委員会学校教育部参事兼高校教育課長
委員	田中 善英	獨協大学外国語学部教授
委員	渋谷 敬一	さいたま商工会議所議員
委員	渡邊 哲哉	さいたま市立柏陽中学校長
委員	鈴木 康弘	埼玉県立岩槻高等学校 P T A 会長
委員	手島 秀明	埼玉県立岩槻高等学校同窓会長
委員	井上 純美	埼玉県立岩槻北陵高等学校 P T A 会長
委員	真中 潤治	埼玉県立岩槻北陵高等学校同窓会長
委員	佐藤 直樹	埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課長

## 岩槻新校準備委員会 令和5年度 委員名簿

(敬称略)

委員長	依田 英樹	埼玉県教育局県立学校部高校改革統括監
副委員長	関根 憲夫	埼玉県立岩槻高等学校長
副委員長	長谷川 仁	埼玉県立岩槻北陵高等学校長
委員	大砂 武博	さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部参事
委員	石井 康仁	さいたま市教育委員会高校教育課主席管理主事
委員	田中 善英	獨協大学外国語学部教授
委員	渋谷 敬一	さいたま商工会議所議員
委員	亀井 隆司	さいたま市立柏陽中学校長
委員	山口 真	埼玉県立岩槻高等学校PTA会長
委員	手島 秀明	埼玉県立岩槻高等学校同窓会長
委員	池田 智裕	埼玉県立岩槻北陵高等学校学校評議員
委員	真中 潤治	埼玉県立岩槻北陵高等学校同窓会長
委員	廣川 佳之	埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課長

## 新校基本計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「第2期実施方策」という。）に基づき、新たに設置される高校（以下「新校」という。）の基本計画を検討するため、新校基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、新校ごとにそれぞれ設置し、その職務は別表第1に掲げるとおりとする。

### (組織)

第2条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 委員長は、県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長とする。

4 副委員長は、当該各校の教頭とする。

### (委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第5条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

### (設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から令和6年3月31日までとする。

### (委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は令和4年11月8日から施行する。

別表第1

	委員会名	職 務
1	和光新校 基本計画検討委員会	和光新校に係る基本計画について検討すること。
2	岩槻新校 基本計画検討委員会	岩槻新校に係る基本計画について検討すること。
3	秩父・皆野新校 基本計画検討委員会	秩父・皆野新校に係る基本計画について検討すること。
4	越生・鳩山新校 基本計画検討委員会	越生・鳩山新校に係る基本計画について検討すること。
5	八潮新校 基本計画検討委員会	八潮新校に係る基本計画について検討すること。
6	大宮工業・浦和工業新校 基本計画検討委員会	大宮工業・浦和工業新校に係る基本計画について検討すること。

別表第2

	委員会名	委員
1	和光新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 和光国際高等学校及び和光高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
2	岩槻新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 岩槻高等学校及び岩槻北陵高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
3	秩父・皆野新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 秩父高等学校及び皆野高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
4	越生・鳩山新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 越生高等学校及び鳩山高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
5	八潮新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 八潮高等学校及び八潮南高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
6	大宮工業・浦和工業新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 大宮工業高等学校及び浦和工業高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者

## 岩槻新校基本計画検討委員会 令和4年度 委員名簿

(敬称略)

委員長	栗藤 義明	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長
副委員長	伊藤 茂樹	岩槻高等学校教頭兼魅力ある高校づくり課主任管理主事
副委員長	前島 和明	岩槻北陵高等学校教頭兼魅力ある高校づくり課主任管理主事
委員	伊藤 宏	岩槻高等学校事務長
委員	鷺田 洋隆	岩槻高等学校教諭 (教務部)
委員	松田 広大	岩槻高等学校教諭 (進路指導部)
委員	式田 浩行	岩槻高等学校教諭 (生徒指導部)
委員	渡辺 明夫	岩槻高等学校教諭 (国際交流部)
委員	持田 真人	岩槻高等学校教諭 (中高連携委員会)
委員	池田 岳郎	岩槻北陵高等学校教諭 (教務部)
委員	赤池 千春	岩槻北陵高等学校教諭 (進路指導部)
委員	山谷 紀子	岩槻北陵高等学校教諭 (生徒指導部)
委員	横山 豪	財務課主査 (学校予算・経理指導担当)
委員	大場 康弘	財務課主査 (施設整備担当)
委員	秋山 公孝	県立学校人事課管理主事 (教員人事担当)
委員	天野 拓也	県立学校人事課管理主事 (学事・働き方改革担当)
委員	三宅 邦隆	高校教育指導課指導主事 (学びの改革担当)
委員	郷司 雅子	高校教育指導課指導主事 (教育課程担当)
委員	中澤 良介	高校教育指導課指導主事 (産業教育・キャリア教育担当)
委員	大沼 潤一	I C T教育推進課主幹兼主任指導主事 (I C T教育指導担当)
委員	水谷 元彦	生徒指導課指導主事 (生徒指導・いじめ対策・非行防止担当)
委員	関口 衛	保健体育課指導主事 (健康教育・学校安全担当)



## 岩槻新校基本計画検討委員会 令和5年度 委員名簿

(敬称略)

委員長	栗藤 義明	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長
副委員長	持田 貴嘉	岩槻高等学校教頭兼魅力ある高校づくり課主任管理主事
副委員長	前島 和明	岩槻北陵高等学校教頭兼魅力ある高校づくり課主任管理主事
委員	伊藤 宏	岩槻高等学校事務長
委員	鷺田 洋隆	岩槻高等学校教諭 (教務部)
委員	藤原 拓朗	岩槻高等学校教諭 (進路指導部)
委員	中村 英二	岩槻高等学校教諭 (生徒指導部)
委員	渡辺 明夫	岩槻高等学校教諭 (国際交流部)
委員	持田 真人	岩槻高等学校教諭 (中高連携委員会)
委員	池田 岳郎	岩槻北陵高等学校教諭 (教務部)
委員	赤池 千春	岩槻北陵高等学校教諭 (進路指導部)
委員	山谷 紀子	岩槻北陵高等学校教諭 (生徒指導部)
委員	落合 範崇	財務課主査 (学校予算・経理指導担当)
委員	落合 真由美	財務課主幹 (施設整備担当)
委員	秋山 公孝	県立学校人事課管理主事 (教員人事担当)
委員	天野 拓也	県立学校人事課管理主事 (学事担当)
委員	三宅 邦隆	高校教育指導課指導主事 (学びの改革担当)
委員	山下 泰寛	高校教育指導課指導主事 (教育課程担当)
委員	中澤 良介	高校教育指導課指導主事 (教育課程担当)
委員	小林 航	I C T教育推進課指導主事 (I C T教育指導担当)
委員	長谷 薫恵	生徒指導課指導主事 (生徒指導・いじめ対策・非行防止担当)
委員	市川 貴章	保健体育課指導主事 (学校体育担当)

## 岩槻新校準備委員会 開催状況

第1回	令和5年1月16日(月) 午前10時から午前11時40分	県立岩槻高等学校 会議室
岩槻新校基本計画検討(案)について		
第2回	令和5年6月14日(水) 午前10時から午前11時35分	県立岩槻高等学校 会議室
岩槻新校基本計画骨子(案)について		
第3回	令和5年11月27日(月) 午前10時から午前11時30分	県立岩槻高等学校 会議室
岩槻新校(仮称)基本計画(案)について		

## 岩槻新校基本計画検討委員会 開催状況

第1回	令和4年12月13日(火) 午後3時から午後4時35分	県立岩槻高等学校 会議室
岩槻新校基本計画検討(案)について		
第2回	令和5年5月12日(金) 午後3時30分から午後4時50分	県立岩槻高等学校 会議室
岩槻新校基本計画骨子(案)について		
第3回	令和5年10月11日(水) 午後3時30分から午後4時30分	県立岩槻高等学校 会議室
岩槻新校(仮称)基本計画(案)について		

秩父・皆野新校（仮称）基本計画  
（案）

令和 6 年 ● 月  
埼玉県教育委員会

## 目 次

<ul style="list-style-type: none"> <li>1 策定に当たっての基本姿勢 . . . . . 1</li> <li>2 基本的枠組み             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 設置場所</li> <li>(2) 課程・学科等</li> <li>(3) 開校時の募集人員</li> <li>(4) 開校年度等</li> </ul> </li> <li>3 校名 . . . . . 2</li> <li>4 基本理念             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 目指す学校</li> <li>(2) 育てたい生徒像</li> </ul> </li> <li>5 教育活動等の基本方針             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本姿勢</li> <li>(2) 教科指導</li> <li>(3) 生徒指導</li> <li>(4) 進路指導</li> <li>(5) 生徒募集</li> </ul> </li> <li>6 教育活動等の基本方針の具現化 . . . . . 3             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教科指導</li> <li>(2) 生徒指導</li> <li>(3) 進路指導</li> <li>(4) 生徒募集</li> <li>(5) その他</li> </ul> </li> <li>7 開校準備 . . . . . 4             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設・設備の整備</li> <li>(2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1</li> <li>2</li> <li>2</li> <li>2</li> <li>3</li> <li>3</li> <li>4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 生徒募集及び入学者選抜</li> <li>(4) 校章、校歌、制服等</li> <li>8 対象校における教育活動 . . . . . 5</li> <li>9 教育環境の整備</li> <li>10 付随する事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 跡地の利活用</li> <li>(2) 同窓会及び後援会</li> <li>(3) 対象校が保管する物品等の保存</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【参考資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料1 新校準備委員会設置要綱（委員名簿含む。） . . . . . 6</li> <li>資料2 新校基本計画検討委員会設置要綱（委員名簿含む。） . . . . . 12</li> <li>資料3 秩父・皆野新校準備委員会及び秩父・皆野新校基本 計画検討委員会の開催状況 . . . . . 18</li> </ul>
--	---	---

魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「実施方策」という。）に基づき、次のとおり、秩父・皆野新校（仮称）（以下「新校」という。）を設置する。

## 1 策定に当たっての基本姿勢

秩父・皆野新校（仮称）基本計画の策定に当たっては、教育局職員と秩父高等学校及び皆野高等学校（以下「対象校」という。）の教職員により構成する新校基本計画検討委員会において検討するとともに、地元関係者や学校関係者の協力を得て、新校準備委員会を設置し、様々な観点から意見を聴取した。

県教育委員会及び新校においては、聴取した意見を踏まえ、次のとおり、魅力ある県立高校づくりに取り組む。

- (1) 県立高校の再編整備は、中学校卒業生数が減少する中で、県立高校の活性化を進めるための教育行政上の重要施策である。新校の設置に当たっては、対象校の特長を生かし、生徒にとってより良い教育環境の整備に取り組み、特色ある高校づくりを図る。
- (2) 校長は、組織としての機能を十分に発揮して、新校の管理・運営に取り組む。
- (3) 校長をはじめ教職員は、生徒や保護者のニーズに応えられるよう、積極的に教育活動を展開するとともに、地域との連携・協働を進める。

## 2 基本的枠組み

### (1) 設置場所

秩父高等学校と皆野高等学校を統合し、新校を秩父市上町2丁目23番45号（現在の秩父高等学校の場所）に設置する。

### (2) 課程・学科等

全日制課程の普通科及び国際関係に関する学科（国際教養科）の併置校とし、学年制とする。

### (3) 開校時の募集人員

普通科 160人

国際教養科 40人

### (4) 開校年度等

開校は令和8年度とする。

秩父高等学校の生徒募集は令和7年度入学者選抜まで行い、皆野高等学校の生徒募集は令和5年度入学者選抜まで行う。なお、令和6年度又は令和7年度に秩父高等学校へ入学した生徒は、令和8年度から新校の生徒となる。

### 3 校名

県立高等学校の校名は、県議会の議決により「埼玉県学校設置条例」で定められる。県教育委員会は、「埼玉県立高等学校の校名変更の検討基準」に基づき新校の校名案を検討する。

校名案の検討に当たっては、県民や対象校関係者などからアイデアを広く募集するとともに、新校準備委員会において意見等を聴取する。

### 4 基本理念

実施方策に定める新校の基本方針等を踏まえ、次のとおりとする。

#### (1) 目指す学校

ア 自国の伝統や文化を理解するとともに、国際感覚を身に付け、国内外で活躍できる人材を育成する学校

イ 地域の歴史や伝統を重んじる中で、進学を重視した創造的な学びを実践し、地域における学びの中心的役割を担う学校

ウ 地域の観光資源等を生かした協働的・探究的な学びを通して生徒の資質・能力を育成し、地域の振興に貢献する人材を育てる学校

#### (2) 育てたい生徒像

ア 自国や郷土への理解を深め、その魅力を海外に広めるとともに、地域の資源を活用する意識を持ち、地域の課題解決に貢献できる生徒

イ 豊かな国際感覚と語学力を備え、異文化理解・多文化交流に積極的に取り組み、グローバルとローカルの視点で思考できる、社会に貢献する意欲にあふれた生徒

ウ 主体的に行動し、国内外で主導的な役割を果たすことのできる生徒

エ 礼節を備え、多様性を尊重することのできる、心身ともに健康な生徒

### 5 教育活動等の基本方針

基本理念に基づき、次のとおり、教育活動等の基本方針を定める。

#### (1) 基本姿勢

生徒の学力向上に努め、新しい時代に求められる資質・能力を身に付けた国内外で活躍できる人材を育成するために、主体的・対話的で深い学びの視点から学習内容の充実を図るとともに、探究的な学習等を通じ、地域をはじめ多様な他者との協働的な学びを実践する。

#### (2) 教科指導

- ア 多様な科目を設定するとともに、教科等横断的な学びを通して、豊かな国際感覚を育む。
- イ 教育活動の中にICT活用を位置付けることによって、生徒の個々の学力の更なる向上を図る。
- ウ 探究的な学びを通して地域や国際社会の課題に関心を持たせるとともに、課題解決に取り組むための資質・能力を育成する。

(3) 生徒指導

- ア 挨拶を励行し、基本的な生活習慣、礼節を備えた心身ともに健やかな人材を育成する。
- イ 生徒一人一人が多様性を認め合い、他者を尊重し、主体的に学校生活を送ろうとする態度を養う。
- ウ 地域との関わりや課外活動を通じ、自己肯定感を高めるとともに、社会の一員としての自覚と責任を持った生徒を育てる。

(4) 進路指導

- ア 将来を見据えた進路選択ができるよう、系統的・計画的なキャリア教育を行う。
- イ 進学意識を高めるとともに、自信を持って将来の進路を選択するために必要な学力の向上を図る。
- ウ 地域資源を生かした学びを通して、地域社会へ貢献しようとする態度を養う。

(5) 生徒募集

- ア 歴史と伝統を受け継ぐ秩父地域の新校としての魅力を積極的に広報する。
- イ 求める生徒像を明確にし、目的意識が高く意欲のある生徒の募集に努める。
- ウ 秩父地域の小・中学校等への広報活動を強化するとともに、秩父地区以外での広報活動も積極的に推進する。

6 教育活動等の基本方針の具現化

教育活動等の基本方針に基づき、今後、次のとおり検討する。

(1) 教科指導

- ア 幅広い教養を身に付けるための授業を行い、補習・講習の充実及び外部教育機関や企業・団体等との連携を図る。
- イ 国際理解に資する科目を設置し、遠隔学習や外部での実習・見学等の機会、海外との交流の機会を設ける。
- ウ 教科等横断的な学びを実践するための教育課程の検討・実践を図る。
- エ 教科・科目の特性に応じた習熟度別授業を実施し、ICTを活用して個々の学力に対応した細やかな指導を行う。
- オ 総合的な探究の時間等において地域の歴史や文化について学ぶ機会を確保し、地域振興や課題解決のために必要な実用的・実践的な知識・技能の習得を図る。

(2) 生徒指導

- ア 挨拶の励行等の指導を行う。



- イ 定期的に面談や生活状況の調査を行い、生徒自ら生活を省みることにより自発的な成長を促す。
- ウ 教職員一人一人がカウンセリングマインドを身に付け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携するなど、組織的な教育相談体制を確立する。
- エ 地域の行事へ積極的に参加するなど地域住民との交流を図るとともに、貢献活動を通してボランティア精神の高揚を図る。
- オ 生徒による自主的な活動を支援し、自主・自立の学校文化を確立する。
- カ 人権問題に対する正しい理解を深め、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の精神を涵養する。

### (3) 進路指導

- ア 進路ガイダンスや面談等の機会を充実させ、個別の進路に応じた適切な情報提供を行う。
- イ 海外での活躍を含めた多様な進路に対応できるよう、生徒に寄り添った指導体制を確立する。
- ウ 大学や外部機関と連携を図り、希望に応じて進路決定に向けた学習活動等を支援する。
- エ 探究活動を通じて生徒一人一人の進路意識の醸成を図る。
- オ 地元企業や公共団体と連携し、体験活動や講演等を実施するなどして職業観の育成を図る。

### (4) 生徒募集

- ア PR動画の作成、広報誌への掲載等を通じて、新校の魅力を発信する。
- イ 校務分掌において生徒募集体制を強化するとともに、同窓会や後援会との連携を図る。
- ウ 小・中学校と連携し、児童・生徒及び教職員同士の交流を通して情報交換を図り、新校の特色を分かりやすく伝える。
- エ 広域なエリアを対象にした広報活動を行う。
- オ 入学者選抜において、学校の特色や育てたい生徒像を踏まえた選抜基準を設ける。

### (5) その他

- ア 進学を重視した学び、商業や観光をはじめとした地域の特色を生かした学びなどの対象校の取組を新校の教育活動に生かす。
- イ 地域に貢献し、他者を尊重する態度を育成するため、体験型の課外活動等の充実を通して、地域と関わりながら異文化に対する学びの機会を設ける。
- ウ 指導の充実を目的とした様々な研修を実施して、教職員の資質・能力の向上を図る。

## 7 開校準備

### (1) 施設・設備の整備

秩父高等学校の施設・設備の有効活用を基本に、必要な改修や整備に努める。整備期間は令和6年度から令和9年度までの間

を目途とする。

対象校の備品等については、原則として、新校が引き継ぐものとし、保管転換の事務や移動作業、配置等については、新校が行う。

(2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行

対象校が保管する公文書等については、新校が引き継ぐ。統合後の各種証明書の発行は新校が行う。

(3) 生徒募集及び入学者選抜

生徒募集活動や入学者選抜の事務は、秩父高等学校が中心となり、皆野高等学校が全面的に協力して行う。

(4) 校章、校歌、制服等

今後、準備を進める中で対象校が検討する。

8 対象校における教育活動

県教育委員会は、対象校において生徒募集を停止した後にも、在校生に教育上の支障や不利益が生じることがないように配慮する。

9 教育環境の整備

県教育委員会は、県立高校の再編整備を積極的に推進する見地から、教育環境の整備に努める。現行制度に照らしつつ、新校の特色化を進める方向で教職員の人事等を検討するとともに、施設・設備の整備についても必要な予算の確保に努める。

10 付随する事項

(1) 跡地の利活用

皆野高等学校の設置や管理・運営に当たって多大な協力を頂いてきた皆野町と協議しながら利活用を検討する。

(2) 同窓会及び後援会

今後、対象校の同窓会及び後援会で検討する。

(3) 対象校が保管する物品等の保存

対象校が保管する校旗や卒業記念品、記念誌等の取扱いについては、今後、関係者の意見を伺いながら対象校が検討する。

## 新校準備委員会設置要綱

### (設置)

第1条 魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「第2期実施方策」という。）に基づき、新たに設置する高校（以下「新校」という。）を円滑に開校するため、新校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、別表第1に掲げる新校ごとにそれぞれ設置するものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、新校の開設に関する次の事項を所掌する。

- 一 新校の基本計画に関し、意見を述べること。
- 二 新校の校名に関し、意見を述べること。
- 三 前二号のほか新校の開設準備に関し、委員長が必要と認める事項。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 委員長及び副委員長は、別表第3のとおり置くものとする。

### (委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から令和7年3月31日までとする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1

和光新校準備委員会 岩槻新校準備委員会 秩父・皆野新校準備委員会 越生・鳩山新校準備委員会 八潮新校準備委員会 大宮工業・浦和工業新校準備委員会
---

別表第 2

	委 員
地元関係者	行政関係者の中から教育長が選任した者 教育関係者の中から教育長が選任した者 産業関係者の中から教育長が選任した者
学校関係者	地元中学校長の中から教育長が選任した者 第 2 期実施方策に掲げる対象校 P T A 等関係者の中から教育長が選任した者
県教育委員会	高校改革統括監 魅力ある高校づくり課長 第 2 期実施方策に掲げる対象校校長

別表第 3

	委員会名	委員長	副委員長
1	和光新校 準備委員会	高校改革統括監	和光国際高等学校長 和光高等学校長
2	岩槻新校 準備委員会	高校改革統括監	岩槻高等学校長 岩槻北陵高等学校長
3	秩父・皆野新校 準備委員会	高校改革統括監	秩父高等学校長 皆野高等学校長
4	越生・鳩山新校 準備委員会	高校改革統括監	越生高等学校長 鳩山高等学校長
5	八潮新校 準備委員会	高校改革統括監	八潮南高等学校長 八潮高等学校長
6	大宮工業・浦和工業新校 準備委員会	高校改革統括監	大宮工業高等学校長 浦和工業高等学校長

## 秩父・皆野新校準備委員会 令和4年度 委員名簿

(敬称略)

委員長	臼倉 克典	埼玉県教育局県立学校部副部長
副委員長	町田 邦弘	埼玉県立秩父高等学校長
副委員長	川窪 慶彦	埼玉県立皆野高等学校長
委員	金田 幸宏	秩父市市長室専門員兼総合政策課長
委員	飛川 成正	秩父市教育委員会教育研究所長
委員	嶋田 政則	皆野町みらい創造課長
委員	三橋 博臣	皆野町教育委員会教育次長
委員	安藤 聡彦	埼玉大学教育学部教授
委員	松本 賢治	秩父商工会議所専務理事
委員	堀口 喜久	皆野町商工会副会長
委員	大沼 修一	秩父市立荒川中学校長
委員	小菅 恭青史	皆野町立皆野中学校長
委員	浦島 則之	埼玉県立秩父高等学校PTA会長
委員	若林 想一郎	埼玉県立秩父高等学校同窓会長
委員	田島 晴子	埼玉県立皆野高等学校PTA会長
委員	横田 昌弘	埼玉県立皆野高等学校後援会長
委員	佐藤 直樹	埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課長

## 秩父・皆野新校準備委員会 令和5年度 委員名簿

(敬称略)

委員長	依田 英樹	埼玉県教育局県立学校部高校改革統括監
副委員長	守屋 和昭	埼玉県立秩父高等学校長
副委員長	浅見 和義	埼玉県立皆野高等学校長
委員	金田 幸宏	秩父市総合政策部専門員兼総合政策課長
委員	飛川 成正	秩父市教育委員会教育研究所長
委員	嶋田 政則	皆野町企画財政課長
委員	三橋 博臣	皆野町教育委員会教育次長
委員	安藤 聡彦	埼玉大学教育学部教授
委員	松本 賢治	秩父商工会議所専務理事
委員	堀口 喜久	皆野町商工会副会長
委員	大沼 修一	秩父市立尾田蒔中学校長
委員	小菅 恭青史	皆野町立皆野中学校長
委員	浦島 則之	埼玉県立秩父高等学校PTA会長
委員	若林 想一郎	埼玉県立秩父高等学校同窓会相談役
委員	横田 昌弘	埼玉県立皆野高等学校PTA会長
委員	田島 晴子	埼玉県立皆野高等学校後援会長
委員	廣川 佳之	埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課長



## 新校基本計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「第2期実施方策」という。）に基づき、新たに設置される高校（以下「新校」という。）の基本計画を検討するため、新校基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、新校ごとにそれぞれ設置し、その職務は別表第1に掲げるとおりとする。

### (組織)

第2条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 委員長は、県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長とする。

4 副委員長は、当該各校の教頭とする。

### (委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第5条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

### (設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から令和6年3月31日までとする。

### (委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は令和4年11月8日から施行する。

別表第1

	委員会名	職 務
1	和光新校 基本計画検討委員会	和光新校に係る基本計画について検討すること。
2	岩槻新校 基本計画検討委員会	岩槻新校に係る基本計画について検討すること。
3	秩父・皆野新校 基本計画検討委員会	秩父・皆野新校に係る基本計画について検討すること。
4	越生・鳩山新校 基本計画検討委員会	越生・鳩山新校に係る基本計画について検討すること。
5	八潮新校 基本計画検討委員会	八潮新校に係る基本計画について検討すること。
6	大宮工業・浦和工業新校 基本計画検討委員会	大宮工業・浦和工業新校に係る基本計画について検討すること。

別表第2

	委員会名	委員
1	和光新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 和光国際高等学校及び和光高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
2	岩槻新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 岩槻高等学校及び岩槻北陵高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
3	秩父・皆野新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 秩父高等学校及び皆野高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
4	越生・鳩山新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 越生高等学校及び鳩山高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
5	八潮新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 八潮高等学校及び八潮南高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
6	大宮工業・浦和工業新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 大宮工業高等学校及び浦和工業高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者

## 秩父・皆野新校基本計画検討委員会 令和4年度 委員名簿

(敬称略)

委員長	栗藤 義明	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長
副委員長	増田 一郎	秩父高等学校教頭兼魅力ある高校づくり課主任管理主事
副委員長	小泉 勝	皆野高等学校教頭兼魅力ある高校づくり課主任管理主事
委員	横田 浩伸	秩父高等学校事務長
委員	新井 義弘	秩父高等学校教諭 (教務部)
委員	池田 美浩	秩父高等学校教諭 (進路指導部)
委員	永田 憲一	秩父高等学校教諭 (生徒指導部)
委員	茂木 昭彦	秩父高等学校教諭 (英語科)
委員	富田 訓吉	皆野高等学校教諭 (教務部)
委員	齊藤 友一	皆野高等学校教諭 (進路指導部)
委員	永田 明弘	皆野高等学校教諭 (生徒指導部)
委員	千島 拓実	皆野高等学校教諭 (情報処理科)
委員	坂本 美佐子	皆野高等学校教諭 (教務部・英語科)
委員	横山 豪	財務課主査 (学校予算・経理指導担当)
委員	大場 康弘	財務課主査 (施設整備担当)
委員	岩本 太一	県立学校人事課管理主事 (教員人事担当)
委員	吉田 一樹	県立学校人事課管理主事 (学事・働き方改革担当)
委員	發智 祐助	高校教育指導課指導主事 (学びの改革担当)
委員	田村 敏雄	高校教育指導課指導主事 (教育課程担当)
委員	外山 翔	高校教育指導課指導主事 (教育課程担当)
委員	小林 秀樹	ICT教育推進課指導主事 (ICT教育指導担当)
委員	上遠野 健	生徒指導課主任指導主事 (生徒指導・いじめ対策・非行防止担当)
委員	齊藤 洋平	保健体育課指導主事 (学校体育担当)

## 秩父・皆野新校基本計画検討委員会 令和5年度 委員名簿

(敬称略)

委員長	栗藤 義明	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長
副委員長	増田 一郎	秩父高等学校教頭兼魅力ある高校づくり課主任管理主事
副委員長	小泉 勝	皆野高等学校教頭兼魅力ある高校づくり課主任管理主事
委員	横田 浩伸	秩父高等学校事務長
委員	新井 義弘	秩父高等学校教諭 (教務部)
委員	池田 美浩	秩父高等学校教諭 (進路指導部)
委員	児玉 昌之	秩父高等学校教諭 (生徒指導部)
委員	野澤 澄子	秩父高等学校教諭 (英語科)
委員	千島 拓実	皆野高等学校教諭 (教務部)
委員	齊藤 友一	皆野高等学校教諭 (進路指導部)
委員	永田 明弘	皆野高等学校教諭 (生徒指導部)
委員	坂本 美佐子	皆野高等学校教諭 (教務部・英語科)
委員	落合 範崇	財務課主査 (学校予算・経理指導担当)
委員	落合 真由美	財務課主幹 (施設整備担当)
委員	白澤 祥己	県立学校人事課管理主事 (教員人事担当)
委員	吉田 一樹	県立学校人事課管理主事 (学事担当)
委員	木戸 俊吾	高校教育指導課指導主事 (学びの改革担当)
委員	田村 敏雄	高校教育指導課指導主事 (教育課程担当)
委員	外山 翔	高校教育指導課指導主事 (教育課程担当)
委員	上田 祥子	高校教育指導課指導主事 (教育課程担当)
委員	藤倉 明雄	ICT教育推進課指導主事 (ICT教育指導担当)
委員	上遠野 健	生徒指導課主任指導主事 (生徒指導・いじめ対策・非行防止担当)
委員	小村 純	保健体育課主任指導主事 (学校体育担当)

## 秩父・皆野新校準備委員会 開催状況

第1回	令和5年2月6日（月）午後1時30分から午後3時10分	県立秩父高等学校 図書館2階研修室
秩父・皆野新校基本計画検討（案）について		
第2回	令和5年6月5日（月）午後1時30分から午後3時30分	県立秩父高等学校 図書館2階研修室
秩父・皆野新校基本計画骨子（案）について		
第3回	令和5年11月30日（木）午後1時30分から午後3時30分	県立秩父高等学校 図書館2階研修室
秩父・皆野新校（仮称）基本計画（案）について		

## 秩父・皆野新校基本計画検討委員会 開催状況

第1回	令和4年12月21日（水）午後3時から午後4時20分	県立秩父高等学校 図書館2階研修室
秩父・皆野新校基本計画検討（案）について		
第2回	令和5年5月22日（月）午後3時から午後4時30分	県立秩父高等学校 図書館2階研修室
秩父・皆野新校基本計画骨子（案）について		
第3回	令和5年10月23日（月）午後3時から午後4時20分	県立秩父高等学校 図書館2階研修室
秩父・皆野新校（仮称）基本計画（案）について		



越生・鳩山新校（仮称）基本計画  
（案）

令和6年●月  
埼玉県教育委員会

## 目 次

<ul style="list-style-type: none"> <li>1 策定に当たっての基本姿勢 . . . . . 1</li> <li>2 基本的枠組み             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 設置場所</li> <li>(2) 課程・学科等</li> <li>(3) 開校時の募集人員</li> <li>(4) 開校年度等</li> </ul> </li> <li>3 校名 . . . . . 2</li> <li>4 基本理念             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 目指す学校</li> <li>(2) 育てたい生徒像</li> </ul> </li> <li>5 教育活動等の基本方針             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本姿勢</li> <li>(2) 教科指導</li> <li>(3) 生徒指導</li> <li>(4) 進路指導</li> <li>(5) 生徒募集</li> </ul> </li> <li>6 教育活動等の基本方針の具現化 . . . . . 3             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教科指導</li> <li>(2) 生徒指導</li> <li>(3) 進路指導</li> <li>(4) 生徒募集</li> <li>(5) その他</li> </ul> </li> <li>7 開校準備 . . . . . 4             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設・設備の整備</li> <li>(2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1</li> <li>2</li> <li>2</li> <li>2</li> <li>3</li> <li>3</li> <li>4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 生徒募集及び入学者選抜</li> <li>(4) 校章、校歌、制服等</li> <li>8 対象校における教育活動 . . . . . 5</li> <li>9 教育環境の整備</li> <li>10 付随する事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 跡地の利活用</li> <li>(2) 同窓会及び後援会</li> <li>(3) 対象校が保管する物品等の保存</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【参考資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料1 新校準備委員会設置要綱（委員名簿含む。） . . . . . 6</li> <li>資料2 新校基本計画検討委員会設置要綱（委員名簿含む。） . . . . . 11</li> <li>資料3 越生・鳩山新校準備委員会及び越生・鳩山新校基本 計画検討委員会の開催状況 . . . . . 16</li> </ul>
--	---	---

魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「実施方策」という。）に基づき、次のとおり、越生・鳩山新校（仮称）（以下「新校」という。）を設置する。

## 1 策定に当たっての基本姿勢

越生・鳩山新校（仮称）基本計画の策定に当たっては、教育局職員と越生高等学校及び鳩山高等学校（以下「対象校」という。）の教職員により構成する新校基本計画検討委員会において検討するとともに、地元関係者や学校関係者の協力を得て、新校準備委員会を設置し、様々な観点から意見を聴取した。

県教育委員会及び新校においては、聴取した意見を踏まえ、次のとおり、魅力ある県立高校づくりに取り組む。

- (1) 県立高校の再編整備は、中学校卒業生数が減少する中で、県立高校の活性化を進めるための教育行政上の重要施策である。新校の設置に当たっては、対象校の特長を生かし、生徒にとってより良い教育環境の整備に取り組み、特色ある高校づくりを図る。
- (2) 校長は、組織としての機能を十分に発揮して、新校の管理・運営に取り組む。
- (3) 校長をはじめ教職員は、生徒や保護者のニーズに応えられるよう、積極的に教育活動を展開するとともに、地域との連携・協働を進める。

## 2 基本的枠組み

### (1) 設置場所

越生高等学校と鳩山高等学校を統合し、新校を入間郡越生町西和田 600 番地（現在の越生高等学校の場所）に設置する。

### (2) 課程・学科等

全日制課程の普通科及び美術に関する学科（美術表現科）の併置校とし、学年制とする。

### (3) 開校時の募集人員

普通科 120人

美術表現科 40人

### (4) 開校年度等

開校は令和8年度とする。

越生高等学校の生徒募集は令和7年度入学者選抜まで行い、鳩山高等学校の生徒募集は令和5年度入学者選抜まで行う。なお、令和6年度又は令和7年度に越生高等学校へ入学した生徒は、令和8年度から新校の生徒となる。

### 3 校名

県立高等学校の校名は、県議会の議決により「埼玉県学校設置条例」で定められる。県教育委員会は、「埼玉県立高等学校の校名変更の検討基準」に基づき新校の校名案を検討する。

校名案の検討に当たっては、県民や対象校関係者などからアイデアを広く募集するとともに、新校準備委員会において意見等を聴取する。

### 4 基本理念

実施方策に定める新校の基本方針等を踏まえ、次のとおりとする。

#### (1) 目指す学校

ア 個に応じた指導によって生徒一人一人の資質・能力の向上を図り、自らの強みを生かした進路の実現を目指す学校

イ 実践的・体験的な学習活動を通して、クリエイティブな分野で活躍できる人材を育成する学校

ウ 地域との協働的な学びを通して主体性を養い、地域や社会に貢献しようとする生徒を育てる学校

#### (2) 育てたい生徒像

ア 主体的に学び続ける意欲を持ち、自らの資質・能力を高めようと努力する生徒

イ 自分の考えを持ち、表現し、行動することのできる生徒

ウ 他者を尊重する態度を備え、周囲から信頼される生徒

エ 芸術に親しみ、自らの興味・関心に基づいて創造性を高めようとする生徒

### 5 教育活動等の基本方針

基本理念に基づき、次のとおり、教育活動等の基本方針を定める。

#### (1) 基本姿勢

生徒一人一人の個性の伸長を目指し、社会で活躍するための資質・能力を育むために、主体的・対話的で深い学びの視点から学習内容の充実を図るとともに、探究的な学習等を通じ、地域をはじめ多様な他者との協働的な学びを実践する。

#### (2) 教科指導

ア 達成感を得られる学びの実践を通して、基礎的・基本的な学力の定着を図る。

イ 生徒一人一人の興味や進路希望に応じた多様な科目を典型的に設定し、個々の資質・能力の向上を図る。

ウ 地域や外部機関等と連携した実践的・体験的な学習活動を充実させ、主体的に学習に取り組む態度を育む。

#### (3) 生徒指導

- ア 生徒の主体性や自己肯定感を高めるとともに、他者を尊重する豊かな人間性を育む。
- イ モラルやマナーの習得を図るとともに、規範意識を高め、社会で活躍できる人材を育成する。
- ウ 生徒一人一人の個性に応じた支援を行う。

#### (4) 進路指導

- ア 将来を見据え、自信を持って進路選択ができるよう、系統的・計画的なキャリア教育を行う。
- イ 一人一人の進路希望に応じて、生徒に寄り添ったきめ細かな指導を行う。
- ウ 豊かな職業観を育成するため、大学や専門学校、地元企業等との連携に積極的に取り組む。

#### (5) 生徒募集

- ア 小・中学生や保護者が関心を持てるよう、様々な機会を捉えて学校の魅力や情報を積極的に発信する。
- イ 学校の特色や育てたい生徒像を踏まえ、目的意識が高く意欲のある生徒の募集に努める。
- ウ 生徒の実践を広く発信し、広範囲の地域に向けた募集活動を行う。

### 6 教育活動等の基本方針の具現化

教育活動等の基本方針に基づき、今後、次のとおり検討する。

#### (1) 教科指導

- ア 教科・科目の特性に応じた習熟度別授業を実施し、ICTを活用して個々の学力に対応したきめ細かな指導を行う。
- イ 総合的な探究の時間等を通して、地域貢献や地域課題解決等に取り組み、実用的・実践的な知識・技能の習得を図る。
- ウ 特色のある教育課程を編成し、アニメーションに関する科目等、選択科目を幅広く設置するとともに、履修に関するガイダンス機能の充実を図る。
- エ 情報の適切な扱い方に関する学びの機会を設け、情報モラルや情報リテラシーの向上を図り、社会で活躍できるスキルを身に付ける。
- オ 日本語支援員や学習サポーター等の外部人材を活用し、生徒一人一人に寄り添った丁寧な学習指導を行う。
- カ 地域や企業等と連携し、体験活動等を通して専門分野に対する生徒の興味・関心を高める。

#### (2) 生徒指導

- ア 家庭との連携を密にしながら教職員間で共通理解を図り、開かれた指導体制を確立する。
- イ 地域のイベントやボランティア活動等に積極的に参加するなど、主体的な体験活動を推進する。
- ウ 生徒、保護者の理解のもとに基本的な生活習慣の定着及び規範意識の向上を目指した丁寧な指導を行う。
- エ インターネット等の安心・安全な利用のために、情報の適切な扱い方に関する指導の充実を図る。

オ 教職員一人一人がカウンセリングマインドを身に付け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携しながら、組織的な教育相談体制を確立する。

カ 人権問題に対する正しい理解を深め、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の精神を涵養<sup>かん</sup>する。

### (3) 進路指導

ア 3年間を見通した系統的な進路指導計画に基づき進路ガイダンスや適性検査等を効果的に実施する。

イ 進路指導部を中心に各学年が連携を密にして、多様な進路に対応できる指導体制を確立する。

ウ 生徒一人一人の能力、適性及び希望に応じた指導を実現するためのキャリアデザインマップ等を作成し、個に応じた丁寧な指導を行う。

エ 地域と連携した探究活動等を通して生徒の興味・関心を広げるとともに、資格取得を奨励し、主体的に進路選択ができるよう指導する。

オ クリエイティブな分野で活躍している外部人材等を活用し、進路実現に向けた支援の充実を図る。

### (4) 生徒募集

ア 体験授業、作品見学などを取り入れた学校説明会を組織的に実施し、学校の魅力を広く宣伝する。

イ 学校の特色を生かした取組を行う中で、近隣の小・中学校等との交流を図る。

ウ 校務分掌における生徒募集体制を強化するとともに、学校や地域の関係者との連携を図る。

エ 新校の魅力が伝わるようにホームページのレイアウトやデザインを工夫するとともに、SNSや広報誌などでも生徒の活躍等について積極的に発信する。

オ 入学者選抜において、学校の特色や育てたい生徒像を踏まえた選抜基準を設ける。

### (5) その他

ア 指導の充実を目的とした様々な研修を実施して、教職員の資質・能力の向上を図る。

## 7 開校準備

### (1) 施設・設備の整備

越生高等学校の施設・設備の有効活用を基本に、必要な改修や整備に努める。整備期間は令和6年度から令和9年度までの間を目途とする。

対象校の備品等については、原則として、新校が引き継ぐものとし、保管転換の事務や移動作業、配置等については、新校が行う。

### (2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行

対象校が保管する公文書等については、新校が引き継ぐ。統合後の各種証明書の発行は新校が行う。

(3) 生徒募集及び入学者選抜

生徒募集活動や入学者選抜の事務は、越生高等学校が中心となり、鳩山高等学校が全面的に協力して行う。

(4) 校章、校歌、制服等

今後、準備を進める中で対象校が検討する。

8 対象校における教育活動

県教育委員会は、対象校において生徒募集を停止した後も、在校生に教育上の支障や不利益が生じることがないように配慮する。

9 教育環境の整備

県教育委員会は、県立高校の再編整備を積極的に推進する見地から、教育環境の整備に努める。現行制度に照らしつつ、新校の特色化を進める方向で教職員の人事等を検討するとともに、施設・設備の整備についても必要な予算の確保に努める。

10 付随する事項

(1) 跡地の利活用

鳩山高等学校の設置や管理・運営に当たって多大な協力を頂いてきた鳩山町と協議しながら利活用を検討する。

(2) 同窓会及び後援会

今後、対象校の同窓会及び後援会で検討する。

(3) 対象校が保管する物品等の保存

対象校が保管する校旗や卒業記念品、記念誌等の取扱いについては、今後、関係者の意見を伺いながら対象校が検討する。

## 新校準備委員会設置要綱

### (設置)

第1条 魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「第2期実施方策」という。）に基づき、新たに設置する高校（以下「新校」という。）を円滑に開校するため、新校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、別表第1に掲げる新校ごとにそれぞれ設置するものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、新校の開設に関する次の事項を所掌する。

- 一 新校の基本計画に関し、意見を述べること。
- 二 新校の校名に関し、意見を述べること。
- 三 前二号のほか新校の開設準備に関し、委員長が必要と認める事項。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 委員長及び副委員長は、別表第3のとおり置くものとする。

### (委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。



(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から令和7年3月31日までとする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1

和光新校準備委員会 岩槻新校準備委員会 秩父・皆野新校準備委員会 越生・鳩山新校準備委員会 八潮新校準備委員会 大宮工業・浦和工業新校準備委員会
---

別表第 2

	委 員
地元関係者	行政関係者の中から教育長が選任した者 教育関係者の中から教育長が選任した者 産業関係者の中から教育長が選任した者
学校関係者	地元中学校長の中から教育長が選任した者 第 2 期実施方策に掲げる対象校 P T A 等関係者の中から教育長が選任した者
県教育委員会	高校改革統括監 魅力ある高校づくり課長 第 2 期実施方策に掲げる対象校校長

別表第3

	委員会名	委員長	副委員長
1	和光新校 準備委員会	高校改革統括監	和光国際高等学校長 和光高等学校長
2	岩槻新校 準備委員会	高校改革統括監	岩槻高等学校長 岩槻北陵高等学校長
3	秩父・皆野新校 準備委員会	高校改革統括監	秩父高等学校長 皆野高等学校長
4	越生・鳩山新校 準備委員会	高校改革統括監	越生高等学校長 鳩山高等学校長
5	八潮新校 準備委員会	高校改革統括監	八潮南高等学校長 八潮高等学校長
6	大宮工業・浦和工業新校 準備委員会	高校改革統括監	大宮工業高等学校長 浦和工業高等学校長

## 越生・鳩山新校準備委員会 令和5年度 委員名簿

(敬称略)

委員長	依田 英樹	埼玉県教育局県立学校部高校改革統括監
副委員長	吉澤 修	埼玉県立越生高等学校長
副委員長	堀 尚人	埼玉県立鳩山高等学校長
委員	岩澤 清	越生町企画財政課長
委員	松浦 俊太郎	越生町教育委員会学務課長兼指導主事
委員	伊東 耕平	駿河台大学メディア情報学部特任教授
委員	長島 祥二郎	越生町商工会会長
委員	谷ヶ崎 仁	越生町立越生中学校長
委員	佐々木 美登里	埼玉県立越生高等学校PTA会長
委員	高橋 潔	埼玉県立越生高等学校後援会長
委員	白石 秋奈	埼玉県立鳩山高等学校PTA会長
委員	武藤 英雄	埼玉県立鳩山高等学校同窓会長
委員	廣川 佳之	埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課長

## 新校基本計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「第2期実施方策」という。）に基づき、新たに設置される高校（以下「新校」という。）の基本計画を検討するため、新校基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、新校ごとにそれぞれ設置し、その職務は別表第1に掲げるとおりとする。

### (組織)

第2条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 委員長は、県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長とする。

4 副委員長は、当該各校の教頭とする。

### (委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第5条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

### (設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から令和6年3月31日までとする。

### (委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は令和4年11月8日から施行する。

別表第1

	委員会名	職 務
1	和光新校 基本計画検討委員会	和光新校に係る基本計画について検討すること。
2	岩槻新校 基本計画検討委員会	岩槻新校に係る基本計画について検討すること。
3	秩父・皆野新校 基本計画検討委員会	秩父・皆野新校に係る基本計画について検討すること。
4	越生・鳩山新校 基本計画検討委員会	越生・鳩山新校に係る基本計画について検討すること。
5	八潮新校 基本計画検討委員会	八潮新校に係る基本計画について検討すること。
6	大宮工業・浦和工業新校 基本計画検討委員会	大宮工業・浦和工業新校に係る基本計画について検討すること。

別表第2

	委員会名	委員
1	和光新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 和光国際高等学校及び和光高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
2	岩槻新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 岩槻高等学校及び岩槻北陵高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
3	秩父・皆野新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 秩父高等学校及び皆野高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
4	越生・鳩山新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 越生高等学校及び鳩山高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
5	八潮新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 八潮高等学校及び八潮南高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
6	大宮工業・浦和工業新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 大宮工業高等学校及び浦和工業高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者



## 越生・鳩山新校基本計画検討委員会 令和5年度 委員名簿

(敬称略)

委員長	栗藤 義明	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長
副委員長	榎本 龍治	越生高等学校教頭兼魅力ある高校づくり課主任管理主事
副委員長	黒須 早苗	鳩山高等学校教頭兼魅力ある高校づくり課主任管理主事
委員	小林 稔	越生高等学校事務長
委員	東 泰司	越生高等学校主幹教諭 (教務部)
委員	丹治 太郎	越生高等学校教諭 (進路指導部)
委員	早川 智夫	越生高等学校教諭 (生徒指導部)
委員	白井 霞奈	越生高等学校教諭 (美術科)
委員	八木原 寛人	越生高等学校教諭 (生徒募集委員会)
委員	加藤 翔	鳩山高等学校教諭 (教務部)
委員	佐藤 望	鳩山高等学校教諭 (進路指導部)
委員	齋藤 圭佑	鳩山高等学校教諭 (生徒指導部)
委員	高井 志津子	鳩山高等学校教諭 (情報管理科)
委員	落合 範崇	財務課主査 (学校予算・経理指導担当)
委員	落合 真由美	財務課主幹 (施設整備担当)
委員	秋山 公孝	県立学校人事課管理主事 (教員人事担当)
委員	中山 裕司	県立学校人事課管理主事 (学事担当)
委員	塩原 めぐみ	高校教育指導課指導主事 (学びの改革担当)
委員	桑原 三季	高校教育指導課指導主事 (学びの改革担当)
委員	荻野 あつみ	高校教育指導課指導主事 (教育課程担当)
委員	原口 真理子	高校教育指導課指導主事 (産業教育・キャリア教育担当)
委員	大沼 潤一	I C T教育推進課主幹兼主任指導主事 (I C T教育指導担当)
委員	四阿 久修	生徒指導課副課長 (生徒指導・いじめ対策・非行防止担当)
委員	関 口 衛	保健体育課指導主事 (学校体育担当)

## 越生・鳩山新校準備委員会 開催状況

第1回	令和5年8月22日（火）午前10時から午前11時30分	県立越生高等学校 白梅館
越生・鳩山新校基本計画検討（案）について		
第2回	令和5年11月20日（月）午前10時から午前11時40分	県立越生高等学校 白梅館
越生・鳩山新校基本計画骨子（案）について		
第3回	令和6年1月12日（金）午後1時30分から午後3時	県立越生高等学校 白梅館
越生・鳩山新校（仮称）基本計画（案）について		

## 越生・鳩山新校基本計画検討委員会 開催状況

第1回	令和5年7月6日(木)午後3時から午後4時30分	県立越生高等学校 白梅館
越生・鳩山新校基本計画検討(案)について		
第2回	令和5年10月27日(金)午後3時20分から午後4時50分	県立越生高等学校 白梅館
越生・鳩山新校基本計画骨子(案)について		
第3回	令和5年12月25日(月)午前10時から午前10時45分	県立越生高等学校 白梅館
越生・鳩山新校(仮称)基本計画(案)について		

八潮新校（仮称）基本計画  
（案）

令和 6 年 ● 月  
埼玉県教育委員会

## 目 次

1	策定に当たっての基本姿勢	1
2	基本的枠組み	
	(1) 設置場所	
	(2) 課程・学科等	
	(3) 開校時の募集人員	
	(4) 開校年度等	
3	校名	2
4	基本理念	
	(1) 目指す学校	
	(2) 育てたい生徒像	
5	教育活動等の基本方針	
	(1) 基本姿勢	
	(2) 教科指導	
	(3) 生徒指導	
	(4) 進路指導	
	(5) 生徒募集	
6	教育活動等の基本方針の具現化	3
	(1) 教科指導	
	(2) 生徒指導	
	(3) 進路指導	
	(4) 生徒募集	
	(5) その他	
7	開校準備	5
	(1) 施設・設備の整備	
	(2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行	

(3)	生徒募集及び入学者選抜	
(4)	校章、校歌、制服等	
8	対象校における教育活動	
9	教育環境の整備	
10	付随する事項	
	(1) 跡地の利活用	
	(2) 同窓会及び後援会	
	(3) 対象校が保管する物品等の保存	

### 【参考資料】

資料 1	新校準備委員会設置要綱（委員名簿含む。）	7
資料 2	新校基本計画検討委員会設置要綱（委員名簿含む。）	13
資料 3	八潮新校準備委員会及び八潮新校基本計画検討委員会の開催状況	19

魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「実施方策」という。）に基づき、次のとおり、八潮新校（仮称）（以下「新校」という。）を設置する。

## 1 策定に当たっての基本姿勢

八潮新校（仮称）基本計画の策定に当たっては、教育局職員と八潮南高等学校及び八潮高等学校（以下「対象校」という。）の教職員により構成する新校基本計画検討委員会において検討するとともに、地元関係者や学校関係者の協力を得て、新校準備委員会を設置し、様々な観点から意見を聴取した。

県教育委員会及び新校においては、聴取した意見を踏まえ、次のとおり、魅力ある県立高校づくりに取り組む。

- (1) 県立高校の再編整備は、中学校卒業生数が減少する中で、県立高校の活性化を進めるための教育行政上の重要施策である。新校の設置に当たっては、対象校の特長を生かし、生徒にとってより良い教育環境の整備に取り組み、特色ある高校づくりを図る。
- (2) 校長は、組織としての機能を十分に発揮して、新校の管理・運営に取り組む。
- (3) 校長をはじめ教職員は、生徒や保護者のニーズに応えられるよう、積極的に教育活動を展開するとともに、地域との連携・協働を進める。

## 2 新校の基本的枠組み

### (1) 設置場所

八潮南高等学校と八潮高等学校を統合し、新校を八潮市大字南川崎字根通5 1 9番地1（現在の八潮南高等学校の場所）に設置する。

### (2) 課程・学科等

全日制課程の普通科及び商業に関する学科（ビジネス探究科）の併置校とし、学年制とする。

### (3) 開校時の募集人員

普通科 120人

ビジネス探究科 120人

### (4) 開校年度等

開校は令和8年度とする。

八潮南高等学校の生徒募集は令和7年度入学者選抜まで行い、八潮高等学校の生徒募集は令和5年度入学者選抜まで行う。なお、令和6年度又は令和7年度に八潮南高等学校へ入学した生徒は、令和8年度から新校の生徒となる。

### 3 校名

県立高等学校の校名は、県議会の議決により「埼玉県学校設置条例」で定められる。県教育委員会は、「埼玉県立高等学校の校名変更の検討基準」に基づき新校の校名案を検討する。

校名案の検討に当たっては、県民や対象校関係者などからアイデアを広く募集するとともに、新校準備委員会において意見等を聴取する。

### 4 基本理念

実施方策に定める新校の基本方針等を踏まえ、次のとおりとする。

#### (1) 目指す学校

ア 生徒の自主性を尊重しながらグローバル社会に順応できる力を育むとともに、地域と連携し、地域や社会に貢献できる人材を育成する学校

イ 創造的に解決する力や社会人基礎力を養い、ビジネス分野をはじめ幅広く活躍できる人材を育成する学校

ウ 社会の中でたくましく生きる力を育てながら、自ら枠を超えて行動を起こし新たな価値を生み出していく力の醸成を目指す学校

#### (2) 育てたい生徒像

ア 自主的に学び、理解し、活用する力を身に付けるとともに、更なる興味・関心に基づいて探究し続けることができる生徒

イ 学力の向上に努めるとともに、スポーツや芸術活動にも主体的に取り組み、自ら人生を切り拓いていくことができる生徒

ウ 柔軟な発想を持ち、他者と積極的に関わろうとする生徒

エ 社会を構成する一員としての自覚を持ち、社会の発展に貢献しようとする生徒

### 5 教育活動等の基本方針

基本理念に基づき、次のとおり、教育活動等の基本方針を定める。

#### (1) 基本姿勢

社会人基礎力を養い、個に応じた丁寧な指導を実践し、創造的に課題を解決するための資質・能力の育成を目指して、主体的・対話的で深い学びの視点から学習内容の充実を図るとともに、探究的な学習等を通じ、地域をはじめ多様な他者との協働的な学びを実践する。

#### (2) 教科指導

- ア 生徒の能力・適性及び進路希望に応じた学習を展開し、個々の伸長を図る。
- イ 実践的・体験的な学びを通して、自らの力で問題を解決する力や社会人基礎力を養う。
- ウ ICTを活用しながら主体的な学びを推進し、地域や社会に貢献できる人材を育てる。

### (3) 生徒指導

- ア 社会に出て即戦力として活躍できる人材を育成する。
- イ 生徒一人一人を理解し、心情に寄り添った丁寧な指導を行う。
- ウ 多様な価値観に触れ、相手を思いやる心を育て、命の大切さを学ぶことにより、豊かな人間性を養う。

### (4) 進路指導

- ア 一人一人の進路希望に応じて、生徒に寄り添ったきめ細かな指導を行う。
- イ 生徒が自分の将来について夢を持って主体的に進路選択ができるよう支援する。
- ウ 大学や地域企業等と連携・協働してアントレプレナーシップ（起業家精神）\*の醸成を図るなど、組織的・計画的な進路指導を実践する。

\* 急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神。一般的には、起業家精神と訳されている。

### (5) 生徒募集

- ア 地域連携の観点から八潮市とその周辺地域を中心に、実践型のビジネス教育に取り組む学校としての特色を広く浸透させる。
- イ 新校の基本理念を理解し、新校の特色に強い興味・関心を持つ、目的意識の高い生徒の募集に努める。
- ウ 生徒の実践を広く発信し、生徒を通じた広報活動を行う。

## 6 教育活動等の基本方針の具現化

教育活動等の基本方針に基づき、今後、次のとおり検討する。

### (1) 教科指導

- ア 多様な選択科目を設置し、生徒の興味・関心に応じた適切な科目選択ができるよう丁寧に指導する。
- イ 株式会社の設立やデータサイエンスの活用など、学科を越えた探究活動を通して実践的な学びを行う。
- ウ 生徒の理解度に応じた補助教材を活用するなどして、生徒の学びを支援する。
- エ 地域で得られるデータの分析にICTを活用し、地域の課題を見つけ解決する。
- オ 習熟度別指導や授業時間の弾力的な運用、学習評価の充実により、生徒の達成感や自己肯定感に基づいた自発的な学習を促す。



- カ 主権者教育や消費者教育に関わって公民科や家庭科等の学びの充実を図るなど、教科等横断的な学びを推進する。
- (2) 生徒指導
- ア 生徒、保護者の理解のもとに基本的な生活習慣の定着及び規範意識の向上を目指し、社会人として活躍できるように丁寧な指導を行う。
- イ 家庭との連携を密にしながら教職員間での情報共有を確実に行うことにより、共通理解に基づいた指導体制を確立する。
- ウ 教職員一人一人がカウンセリングマインドを身に付け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携するなど、生徒に寄り添った組織的な教育相談体制を確立する。
- エ 主体的な体験活動や学校行事を実施することにより、ビジネスにも通じる倫理観や達成感、社会性や協調性を養う。
- オ 生徒や地域の人々の安全を守るため、安全教育を推進し、交通ルール・マナーを徹底する。
- カ 人権問題に対する正しい理解を深め、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の精神<sup>かん</sup>を涵養する。
- (3) 進路指導
- ア 一人一人の生徒の能力、適性及び希望に応じて、進路決定に向けた指導を丁寧に行う。
- イ 進路指導部を中心に各学年が連携を密にして、生徒との対話を重視した深い生徒理解に基づくキャリア教育を実践する。
- ウ 進路行事、資格取得や地域企業等との連携を通して、生徒の興味・関心や視野を広げ、幅広い選択肢の中から自分に合った進路を選択できるように指導する。
- エ 3年間を見通した計画的・実践的なキャリア教育を行い、インターンシップ等を通して主体的に進路選択ができるよう指導する。
- オ 大学や地域と連携しながら生徒が主体となって企画・運営するような取組を行うことで、アントレプレナーシップ（起業家精神）の醸成を図る。
- (4) 生徒募集
- ア 学校説明会、1日体験入学、上級学校訪問、授業公開、体験授業、学校訪問等の中高連携活動に積極的に取り組むとともに、小学校との連携にも取り組む。
- イ 新校の基本理念を小・中学生とその保護者、更に地域住民へも積極的に周知し、地域から信頼され、魅力のある学校を築き上げる。
- ウ 課外活動等での交流を通じて中学校の教職員に新校の特色を広め、「行きたい高校」への魅力づくりを行う。
- エ ホームページの活用やパブリシティ活動、SNSを含めたメディア展開等の工夫を図る。
- オ 入学者選抜において、学校の特色や育てたい生徒像を踏まえた選抜基準を設ける。
- (5) その他

ア 地域の教育資源を活用し、地域と関わりながら学ぶことで、社会人として求められる資質・能力の育成を図る。

イ 指導の充実を目的とした様々な研修を実施して、教職員の資質・能力の向上を図る。

## 7 開校準備

### (1) 施設・設備の整備

八潮南高等学校の施設・設備の有効活用を基本に、必要な改修や整備に努める。整備期間は令和6年度から令和9年度までの間を目途とする。

対象校の備品等については、原則として、新校が引き継ぐものとし、保管転換の事務や移動作業、配置等については、新校が行う。

### (2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行

対象校が保管する公文書等については、新校が引き継ぐ。統合後の各種証明書の発行は新校が行う。

### (3) 生徒募集及び入学者選抜

生徒募集活動や入学者選抜の事務は、八潮南高等学校が中心となり、八潮高等学校が全面的に協力して行う。

### (4) 校章、校歌、制服等

今後、準備を進める中で対象校が検討する。

## 8 対象校における教育活動

県教育委員会は、対象校において生徒募集を停止した後も、在校生に教育上の支障や不利益が生じることがないように配慮する。

## 9 教育環境の整備

県教育委員会は、県立高校の再編整備を積極的に推進する見地から、教育環境の整備に努める。現行制度に照らしつつ、新校の特色化を進める方向で教職員の人事等を検討するとともに、施設・設備の整備についても必要な予算の確保に努める。

## 10 付随する事項

### (1) 跡地の利活用

八潮高等学校の設置や管理・運営に当たって多大な協力を頂いてきた八潮市と協議しながら利活用を検討する。

### (2) 同窓会及び後援会

今後、対象校の同窓会及び後援会で検討する。

(3) 対象校が保管する物品等の保存

対象校が保管する校旗や卒業記念品、記念誌等の取扱いについては、今後、関係者の意見を伺いながら対象校が検討する。

## 新校準備委員会設置要綱

### (設置)

第1条 魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「第2期実施方策」という。）に基づき、新たに設置する高校（以下「新校」という。）を円滑に開校するため、新校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、別表第1に掲げる新校ごとにそれぞれ設置するものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、新校の開設に関する次の事項を所掌する。

- 一 新校の基本計画に関し、意見を述べること。
- 二 新校の校名に関し、意見を述べること。
- 三 前二号のほか新校の開設準備に関し、委員長が必要と認める事項。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 委員長及び副委員長は、別表第3のとおり置くものとする。

### (委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から令和7年3月31日までとする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1

和光新校準備委員会 岩槻新校準備委員会 秩父・皆野新校準備委員会 越生・鳩山新校準備委員会 八潮新校準備委員会 大宮工業・浦和工業新校準備委員会
---

別表第 2

	委 員
地元関係者	行政関係者の中から教育長が選任した者 教育関係者の中から教育長が選任した者 産業関係者の中から教育長が選任した者
学校関係者	地元中学校長の中から教育長が選任した者 第 2 期実施方策に掲げる対象校 P T A 等関係者の中から教育長が選任した者
県教育委員会	高校改革統括監 魅力ある高校づくり課長 第 2 期実施方策に掲げる対象校校長

別表第 3

	委員会名	委員長	副委員長
1	和光新校 準備委員会	高校改革統括監	和光国際高等学校長 和光高等学校長
2	岩槻新校 準備委員会	高校改革統括監	岩槻高等学校長 岩槻北陵高等学校長
3	秩父・皆野新校 準備委員会	高校改革統括監	秩父高等学校長 皆野高等学校長
4	越生・鳩山新校 準備委員会	高校改革統括監	越生高等学校長 鳩山高等学校長
5	八潮新校 準備委員会	高校改革統括監	八潮南高等学校長 八潮高等学校長
6	大宮工業・浦和工業新校 準備委員会	高校改革統括監	大宮工業高等学校長 浦和工業高等学校長

## 八潮新校準備委員会 令和 4 年度 委員名簿

(敬称略)

委員長	白倉 克典	埼玉県教育局県立学校部副部長
副委員長	町田 徹	埼玉県立八潮南高等学校長
副委員長	久保 健丸	埼玉県立八潮高等学校長
委員	菊池 俊充	八潮市企画財政部副部長兼企画経営課長
委員	山本 誠	八潮市教育委員会学校教育部長
委員	栗田 るみ子	城西大学経営学部教授
委員	藤波 達也	八潮市商工会副会長
委員	砂賀 正史	八潮市立潮止中学校長
委員	秋元 理香	埼玉県立八潮南高等学校後援会長
委員	山崎 あゆみ	埼玉県立八潮南高等学校同窓会長
委員	北島 加奈子	埼玉県立八潮高等学校 P T A 会長
委員	福良 武史	埼玉県立八潮高等学校同窓会長
委員	佐藤 直樹	埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課長



## 八潮新校準備委員会 令和5年度 委員名簿

(敬称略)

委員長	依田 英樹	埼玉県教育局県立学校部高校改革統括監
副委員長	町田 徹	埼玉県立八潮南高等学校長
副委員長	白井 智也	埼玉県立八潮高等学校長
委員	菊池 俊充	八潮市企画財政部副部長兼企画経営課長
委員	猪原 誠一	八潮市教育委員会学校教育部長
委員	栗田 るみ子	城西大学経営学部教授
委員	藤波 達也	八潮市商工会副会長
委員	砂賀 正史	八潮市立潮止中学校長
委員	鈴木 学	埼玉県立八潮南高等学校後援会長
委員	山崎 あゆみ	埼玉県立八潮南高等学校同窓会長
委員	北島 加奈子	埼玉県立八潮高等学校PTA会長
委員	福良 武史	埼玉県立八潮高等学校同窓会長
委員	廣川 佳之	埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課長

## 新校基本計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「第2期実施方策」という。）に基づき、新たに設置される高校（以下「新校」という。）の基本計画を検討するため、新校基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、新校ごとにそれぞれ設置し、その職務は別表第1に掲げるとおりとする。

### (組織)

第2条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 委員長は、県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長とする。

4 副委員長は、当該各校の教頭とする。

### (委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第5条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

### (設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から令和6年3月31日までとする。

### (委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は令和4年11月8日から施行する。

別表第1

	委員会名	職 務
1	和光新校 基本計画検討委員会	和光新校に係る基本計画について検討すること。
2	岩槻新校 基本計画検討委員会	岩槻新校に係る基本計画について検討すること。
3	秩父・皆野新校 基本計画検討委員会	秩父・皆野新校に係る基本計画について検討すること。
4	越生・鳩山新校 基本計画検討委員会	越生・鳩山新校に係る基本計画について検討すること。
5	八潮新校 基本計画検討委員会	八潮新校に係る基本計画について検討すること。
6	大宮工業・浦和工業新校 基本計画検討委員会	大宮工業・浦和工業新校に係る基本計画について検討すること。

別表第2

	委員会名	委員
1	和光新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 和光国際高等学校及び和光高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
2	岩槻新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 岩槻高等学校及び岩槻北陵高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
3	秩父・皆野新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 秩父高等学校及び皆野高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
4	越生・鳩山新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 越生高等学校及び鳩山高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
5	八潮新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 八潮高等学校及び八潮南高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
6	大宮工業・浦和工業新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 大宮工業高等学校及び浦和工業高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者

## 八潮新校基本計画検討委員会 令和4年度 委員名簿

(敬称略)

委員長	栗藤 義明	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長
副委員長	橋 功	八潮南高等学校教頭兼魅力ある高校づくり課主任管理主事
副委員長	澤田 行弘	八潮高等学校教頭兼魅力ある高校づくり課主任管理主事
委員	木戸場 美智代	八潮南高等学校事務長
委員	鈴木 久就	八潮南高等学校教諭 (教務部)
委員	土谷 英寛	八潮南高等学校教諭 (進路指導部)
委員	永江 健一	八潮南高等学校教諭 (生徒指導部)
委員	内田 美佐枝	八潮南高等学校教諭 (商業科)
委員	長谷川 和清	八潮高等学校教諭 (教務部)
委員	鹿野 陽平	八潮高等学校教諭 (進路指導部)
委員	小森 辰弥	八潮高等学校教諭 (生徒指導部)
委員	横山 豪	財務課主査 (学校予算・経理指導担当)
委員	大場 康弘	財務課主査 (施設整備担当)
委員	岩本 太一	県立学校人事課管理主事 (教員人事担当)
委員	三澤 義徳	県立学校人事課管理主事 (学事・働き方改革担当)
委員	小泉 仁	高校教育指導課指導主事 (産業教育・キャリア教育担当)
委員	青木 隆一郎	高校教育指導課指導主事 (産業教育・キャリア教育担当)
委員	中田 力哉	高校教育指導課指導主事 (産業教育・キャリア教育担当)
委員	藤倉 明雄	I C T教育推進課指導主事 (I C T教育指導担当)
委員	佐野 智	生徒指導課主幹 (生徒指導・いじめ対策・非行防止担当)
委員	小村 純	保健体育課主任指導主事 (学校体育担当)

## 八潮新校基本計画検討委員会 令和 5 年度 委員名簿

(敬称略)

委員長	栗藤 義明	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長
副委員長	古川 智大	八潮南高等学校教頭兼魅力ある高校づくり課主任管理主事
副委員長	澤田 行弘	八潮高等学校教頭兼魅力ある高校づくり課主任管理主事
委員	秋田谷 麻利江	八潮南高等学校事務長
委員	齋藤 人生	八潮南高等学校教諭 (教務部)
委員	土谷 英寛	八潮南高等学校教諭 (進路指導部)
委員	永江 健一	八潮南高等学校教諭 (生徒指導部)
委員	親里 麻衣子	八潮南高等学校教諭 (商業科)
委員	齊藤 央志	八潮高等学校教諭 (教務部)
委員	鹿野 陽平	八潮高等学校教諭 (進路指導部)
委員	市川 和樹	八潮高等学校教諭 (生徒指導部)
委員	落合 範崇	財務課主査 (学校予算・経理指導担当)
委員	落合 真由美	財務課主幹 (施設整備担当)
委員	白澤 祥己	県立学校人事課管理主事 (教員人事担当)
委員	三澤 義徳	県立学校人事課管理主事 (学事担当)
委員	鹿島 雄介	高校教育指導課指導主事 (教育課程担当)
委員	中阪 裕明	高校教育指導課指導主事 (産業教育・キャリア教育担当)
委員	青木 隆一郎	高校教育指導課指導主事 (産業教育・キャリア教育担当)
委員	中田 力哉	高校教育指導課指導主事 (産業教育・キャリア教育担当)
委員	藤倉 明雄	I C T教育推進課指導主事 (I C T教育指導担当)
委員	佐野 智	生徒指導課主幹 (生徒指導・いじめ対策・非行防止担当)
委員	山田 朗	保健体育課指導主事 (健康教育・学校安全担当)

## 八潮新校準備委員会 開催状況

第1回	令和5年1月23日（月）午後3時から午後4時30分	県立八潮南高等学校 大会議室
八潮新校基本計画検討（案）について		
第2回	令和5年6月7日（水）午後3時から午後4時45分	県立八潮南高等学校 大会議室
八潮新校基本計画骨子（案）について		
第3回	令和5年11月29日（水）午後3時から午後4時40分	県立八潮南高等学校 大会議室
八潮新校（仮称）基本計画（案）について		



## 八潮新校基本計画検討委員会 開催状況

第1回	令和4年12月19日（月）午後3時から午後4時20分	県立八潮南高等学校 大会議室
八潮新校基本計画検討（案）について		
第2回	令和5年5月16日（火）午後3時から午後4時35分	県立八潮南高等学校 大会議室
八潮新校基本計画骨子（案）について		
第3回	令和5年10月16日（月）午後3時から午後3時40分	県立八潮南高等学校 大会議室
八潮新校（仮称）基本計画（案）について		

大宮工業・浦和工業新校（仮称）基本計画  
（案）

令和 6 年 ● 月  
埼玉県教育委員会

## 目 次

1	策定に当たっての基本姿勢	⋯⋯⋯	1
2	基本的枠組み		
	(1) 設置場所		
	(2) 課程・学科等		
	(3) 開校時の募集人員		
	(4) 開校年度等		
	(5) その他		
3	校名	⋯⋯⋯	2
4	基本理念		
	(1) 目指す学校		
	(2) 育てたい生徒像		
5	教育活動等の基本方針		
	(1) 基本姿勢		
	(2) 教科指導		
	(3) 生徒指導		
	(4) 進路指導		
	(5) 生徒募集		
6	教育活動等の基本方針の具現化	⋯⋯⋯	3
	(1) 教科指導		
	(2) 生徒指導		
	(3) 進路指導		
	(4) 生徒募集		
	(5) その他		
7	開校準備	⋯⋯⋯	5
	(1) 施設・設備の整備		

(2)	公文書等の保管及び諸証明書の発行
(3)	生徒募集及び入学者選抜
(4)	校章、校歌、制服等
8	対象校における教育活動
9	教育環境の整備
10	付随する事項
	(1) 跡地の利活用
	(2) 同窓会及び後援会
	(3) 対象校が保管する物品等の保存

### 【参考資料】

資料 1	新校準備委員会設置要綱（委員名簿含む。）	⋯⋯⋯	6
資料 2	新校基本計画検討委員会設置要綱（委員名簿含む。）	⋯⋯⋯	12
資料 3	大宮工業・浦和工業新校準備委員会及び大宮工業・浦和工業新校基本計画検討委員会の開催状況	⋯⋯	18

魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「実施方策」という。）に基づき、次のとおり、大宮工業・浦和工業新校（仮称）（以下「新校」という。）を設置する。

## 1 策定に当たっての基本姿勢

大宮工業・浦和工業新校（仮称）基本計画の策定に当たっては、教育局職員と大宮工業高等学校及び浦和工業高等学校（以下「対象校」という。）の教職員により構成する新校基本計画検討委員会において検討するとともに、地元関係者や学校関係者の協力を得て、新校準備委員会を設置し、様々な観点から意見を聴取した。

県教育委員会及び新校においては、聴取した意見を踏まえ、次のとおり、魅力ある県立高校づくりに取り組む。

- (1) 県立高校の再編整備は、中学校卒業生数が減少する中で、県立高校の活性化を進めるための教育行政上の重要施策である。新校の設置に当たっては、対象校の特長を生かし、生徒にとってより良い教育環境の整備に取り組み、特色ある高校づくりを図る。
- (2) 校長は、組織としての機能を十分に発揮して、新校の管理・運営に取り組む。
- (3) 校長をはじめ教職員は、生徒や保護者のニーズに応えられるよう、積極的に教育活動を展開するとともに、地域との連携・協働を進める。

## 2 基本的枠組み

### (1) 設置場所

大宮工業高等学校と浦和工業高等学校を統合し、新校をさいたま市北区本郷町1970番地（現在の大宮工業高等学校の場所）に設置する。

### (2) 課程・学科等

全日制課程の工業に関する学科（機械工学科、電気工学科、建築デザイン工学科、ロボット工学科）及び情報に関する学科（情報サイエンス科）の併置校とし、学年制とする。

### (3) 開校時の募集人員

全日制課程	機械工学科	80人
	電気工学科	40人
	建築デザイン工学科	80人
	ロボット工学科	40人
	情報サイエンス科	80人

(4) 開校年度等

開校は令和8年度とする。

大宮工業高等学校の生徒募集は令和7年度入学者選抜まで行い、浦和工業高等学校の生徒募集は令和5年度入学者選抜まで行う。なお、令和6年度又は令和7年度に大宮工業高等学校へ入学した生徒は、令和8年度から新校の生徒となる。

(5) その他

新校の開校に当たり、大宮工業高等学校の定時制課程は現状のまま新校に併置する。

3 校名

県立高等学校の校名は、県議会の議決により「埼玉県学校設置条例」で定められる。県教育委員会は、「埼玉県立高等学校の校名変更の検討基準」に基づき新校の校名案を検討する。

校名案の検討に当たっては、県民や対象校関係者などからアイデアを広く募集するとともに、新校準備委員会において意見等を聴取する。

4 基本理念

実施方策に定める新校の基本方針等を踏まえ、次のとおりとする。

(1) 目指す学校

ア 埼玉県の工業教育・情報教育を牽引するとともに、グローバルな視点に立ち、先端産業分野で活躍するための資質・能力を育成する学校

イ ものづくり全般に関わる基礎から新たな価値を生み出す教育まで、Society5.0を実現する学びを実践する学校

ウ ものづくり教育の拠点として、地域や社会に貢献しようとする生徒を育てる学校

(2) 育てたい生徒像

ア 何事にも誠実に取り組み、貫き通すことができる生徒

イ 広い視野と豊かな教養を身に付けた、心身ともに強くたくましい生徒

ウ 社会や時代の変化に柔軟に対応し、主体的に考え行動できる生徒

エ ものづくりが好きで、生涯にわたり学び続け新たな価値を創造することができる生徒

5 教育活動等の基本方針

基本理念に基づき、次のとおり、教育活動等の基本方針を定める。

(1) 基本姿勢

工業教育・情報教育を牽引する学びの拠点として、教職員が自ら教育課題を発見し、主体的・対話的で深い学びの視点から学習内容の充実を図り、先進的な取組を県内外に発信するとともに、先端産業分野で活躍できる人材育成のために地域等と協働して探究的な教育活動を実践する。

(2) 教科指導

ア ものづくり全般に関する基礎的な学びを大切にするとともに、一人一人の発想力や創造力を育む。

イ 情報及び情報手段を主体的に選択し、適切かつ効果的に活用できる力を育み、情報分野におけるスペシャリストに必要な能力や態度を養う。

ウ 学科横断型の探究活動等を通して、生徒の資質・能力の向上を図る。

エ 地域や企業との協働教育を図り主体的な学びを実践するとともに、ICTを効果的に活用するなどして個別最適な学びを推進する。

(3) 生徒指導

ア 誠実で礼儀正しい生徒を育成する。

イ 豊かな人間性を育て、規範意識の構築を図る。

ウ 他者の立場を理解し、思いやりのある生徒を育成する。

(4) 進路指導

ア 「自他理解」、「自己開発」、「自己実現」に根差した教育活動を実現し、キャリアデザイン力を醸成する。

イ 生徒一人一人の進路希望に応じたきめ細かな指導を行う。

ウ 全ての生徒の進路実現を目指して、組織的・計画的な指導を行う。

(5) 生徒募集

ア 小・中学生や保護者が関心を持てるよう、様々な機会を捉えて積極的に情報発信する。

イ 学校の特色や育てたい生徒像を踏まえ、目的意識が高く意欲のある生徒の募集に努める。

ウ 地域における教育活動を積極的にを行い、生徒の活動を通じ幅広く広報活動を行う。

6 教育活動等の基本方針の具現化

教育活動等の基本方針に基づき、今後、次のとおり検討する。

(1) 教科指導

ア 総合選択制の導入や学校外における学修の単位認定など、特色のある教育課程を編成する。

- イ 生徒や地域のニーズに合わせたカリキュラム・マネジメントを実践する。
- ウ 学科横断型課題研究や教科等横断型授業などを充実させる。
- エ ICTを積極的に活用し、「数理・データサイエンス・AI」のリテラシーを踏まえた授業を実践する。
- オ 生徒が計画的に活用できる学習環境を整え、主体的な学びを促す。
- カ 産業実務家教員等の外部人材を活用するなど、専門分野に対する生徒の興味・関心を高める。

## (2) 生徒指導

- ア 元気な挨拶を奨励し、明るく活気のある環境づくりに努める。
- イ 5S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）活動や安全教育の推進を図る。
- ウ 企業、大学、専門学校等と連携した進学や資格取得のための授業を通して、生徒の自発的な行動を促す。
- エ スポーツや文化等の課外活動や地域のイベント企画、ボランティア活動等への参加を通して、自己肯定感や自己有用感を高める。
- オ 教職員一人一人がカウンセリングマインドを身に付け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携するなど、組織的な教育相談体制を確立する。
- カ 学校の教育活動を通じて多様性を尊重する態度を養い、人権問題への理解を深める。

## (3) 進路指導

- ア 企業、大学、専門学校等との連携を強化し、インターンシップや進路ガイダンスの開催等、キャリア教育の充実を図る。
- イ キャリアパスポートを効果的に活用し、3年間を見通した計画的・実践的なキャリア教育を展開する。
- ウ 資格取得や大学進学のための進路指導及び学習支援の充実を図る。
- エ 探究活動等を通じて生徒一人一人が主体的に進路選択できるよう、進路意識の醸成を図る。

## (4) 生徒募集

- ア 中学校・高校教員の情報交換の場を設け、新校を会場とした学校説明会や小・中学校教員を対象とした研修会を実施する。
- イ 小・中学生を対象とした「高校生が先生のものづくり教室（仮）」の実施など、地域コミュニティとの連携を強化する。
- ウ メディア等への情報提供を積極的に行うとともに、学校ホームページを充実させ、SNS等を活用した広報活動を行う。
- エ 入学者選抜において、学校の特色や育てたい生徒像を踏まえた選抜基準を設ける。

## (5) その他

- ア 産業界と一体となったカリキュラムの刷新・実践や、企業等の技術者・研究者等による授業や演習を実施するなどして、先端産業分野で活躍できる人材を育成する。
- イ 指導の充実を目的とした様々な研修を実施して、教職員の資質・能力の向上を図る。

## 7 開校準備

### (1) 施設・設備の整備

大宮工業高等学校の施設・設備の有効活用を基本に、必要な改修や整備に努める。整備期間は令和6年度から令和9年度までの間を目途とする。

対象校の備品等については、原則として、新校が引き継ぐものとし、保管転換の事務や移動作業、配置等については、新校が行う。

### (2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行

対象校が保管する公文書等については、新校が引き継ぐ。統合後の各種証明書の発行は新校が行う。

### (3) 生徒募集及び入学者選抜

生徒募集活動や入学者選抜の事務は、大宮工業高等学校が中心となり、浦和工業高等学校が全面的に協力して行う。

### (4) 校章、校歌、制服等

今後、準備を進める中で対象校が検討する。

## 8 対象校における教育活動

県教育委員会は、対象校において生徒募集を停止した後にも、在校生に教育上の支障や不利益が生じることがないように配慮する。

## 9 教育環境の整備

県教育委員会は、県立高校の再編整備を積極的に推進する見地から、教育環境の整備に努める。現行制度に照らしつつ、新校の特色化を進める方向で教職員の人事等を検討するとともに、施設・設備の整備についても必要な予算の確保に努める。

## 10 付随する事項

### (1) 跡地の利活用

浦和工業高等学校の設置や管理・運営に当たって多大な協力を頂いてきたさいたま市と協議しながら利活用を検討する。

### (2) 同窓会及び後援会

今後、対象校の同窓会及び後援会で検討する。

### (3) 対象校が保管する物品等の保存

対象校が保管する校旗や卒業記念品、記念誌等の取扱いについては、今後、関係者の意見を伺いながら対象校が検討する。



## 新校準備委員会設置要綱

### (設置)

第1条 魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「第2期実施方策」という。）に基づき、新たに設置する高校（以下「新校」という。）を円滑に開校するため、新校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、別表第1に掲げる新校ごとにそれぞれ設置するものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、新校の開設に関する次の事項を所掌する。

- 一 新校の基本計画に関し、意見を述べること。
- 二 新校の校名に関し、意見を述べること。
- 三 前二号のほか新校の開設準備に関し、委員長が必要と認める事項。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 委員長及び副委員長は、別表第3のとおり置くものとする。

### (委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から令和7年3月31日までとする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1

和光新校準備委員会 岩槻新校準備委員会 秩父・皆野新校準備委員会 越生・鳩山新校準備委員会 八潮新校準備委員会 大宮工業・浦和工業新校準備委員会
---

別表第 2

	委 員
地元関係者	行政関係者の中から教育長が選任した者 教育関係者の中から教育長が選任した者 産業関係者の中から教育長が選任した者
学校関係者	地元中学校長の中から教育長が選任した者 第 2 期実施方策に掲げる対象校 P T A 等関係者の中から教育長が選任した者
県教育委員会	高校改革統括監 魅力ある高校づくり課長 第 2 期実施方策に掲げる対象校校長

別表第 3

	委員会名	委員長	副委員長
1	和光新校 準備委員会	高校改革統括監	和光国際高等学校長 和光高等学校長
2	岩槻新校 準備委員会	高校改革統括監	岩槻高等学校長 岩槻北陵高等学校長
3	秩父・皆野新校 準備委員会	高校改革統括監	秩父高等学校長 皆野高等学校長
4	越生・鳩山新校 準備委員会	高校改革統括監	越生高等学校長 鳩山高等学校長
5	八潮新校 準備委員会	高校改革統括監	八潮南高等学校長 八潮高等学校長
6	大宮工業・浦和工業新校 準備委員会	高校改革統括監	大宮工業高等学校長 浦和工業高等学校長

## 大宮工業・浦和工業新校準備委員会 令和4年度 委員名簿

(敬称略)

委員長	岡部年男	埼玉県教育局県立学校部副部長
副委員長	清水雅己	埼玉県立大宮工業高等学校長
副委員長	堀口真史	埼玉県立浦和工業高等学校長
委員	大砂武博	さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部参事
委員	鴨志田新一	さいたま市教育委員会学校教育部参事兼高校教育課長
委員	岩崎利信	日本工業大学学修支援センター教授
委員	渡辺伸治	さいたま商工会議所常議員
委員	鈴木純	さいたま市立泰平中学校長
委員	魚住佳代	埼玉県立大宮工業高等学校PTA会長
委員	野澤孝道	埼玉県立大宮工業高等学校同窓会長
委員	水島美代子	埼玉県立浦和工業高等学校PTA会長
委員	金子正明	埼玉県立浦和工業高等学校学校評議員
委員	佐藤直樹	埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課長

## 大宮工業・浦和工業新校準備委員会 令和5年度 委員名簿

(敬称略)

委員長	依田 英樹	埼玉県教育局県立学校部高校改革統括監
副委員長	山崎 正義	埼玉県立大宮工業高等学校長
副委員長	堀口 真史	埼玉県立浦和工業高等学校長
委員	大砂 武博	さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部参事
委員	石井 康仁	さいたま市教育委員会高校教育課主席管理主事
委員	岩崎 利信	日本工業大学高大連携推進室教授
委員	渡辺 伸治	さいたま商工会議所常議員
委員	鈴木 純	さいたま市立泰平中学校長
委員	竹原 司郎	埼玉県立大宮工業高等学校PTA会長
委員	野澤 孝道	埼玉県立大宮工業高等学校同窓会長
委員	水島 美代子	埼玉県立浦和工業高等学校後援会長
委員	金子 正明	埼玉県立浦和工業高等学校学校評議員
委員	廣川 佳之	埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課長

## 新校基本計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「第2期実施方策」という。）に基づき、新たに設置される高校（以下「新校」という。）の基本計画を検討するため、新校基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、新校ごとにそれぞれ設置し、その職務は別表第1に掲げるとおりとする。

### (組織)

第2条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 委員長は、県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長とする。

4 副委員長は、当該各校の教頭とする。

### (委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第5条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

### (設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から令和6年3月31日までとする。

### (委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は令和4年11月8日から施行する。



別表第1

	委員会名	職 務
1	和光新校 基本計画検討委員会	和光新校に係る基本計画について検討すること。
2	岩槻新校 基本計画検討委員会	岩槻新校に係る基本計画について検討すること。
3	秩父・皆野新校 基本計画検討委員会	秩父・皆野新校に係る基本計画について検討すること。
4	越生・鳩山新校 基本計画検討委員会	越生・鳩山新校に係る基本計画について検討すること。
5	八潮新校 基本計画検討委員会	八潮新校に係る基本計画について検討すること。
6	大宮工業・浦和工業新校 基本計画検討委員会	大宮工業・浦和工業新校に係る基本計画について検討すること。

別表第2

	委員会名	委員
1	和光新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 和光国際高等学校及び和光高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
2	岩槻新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 岩槻高等学校及び岩槻北陵高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
3	秩父・皆野新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 秩父高等学校及び皆野高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
4	越生・鳩山新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 越生高等学校及び鳩山高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
5	八潮新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 八潮高等学校及び八潮南高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
6	大宮工業・浦和工業新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 大宮工業高等学校及び浦和工業高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者

## 大宮工業・浦和工業新校基本計画検討委員会 令和4年度 委員名簿

(敬称略)

委員長	栗藤 義明	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長
副委員長	野辺 純利	大宮工業高等学校教頭兼魅力ある高校づくり課主任管理主事
副委員長	櫻井 健一	浦和工業高等学校教頭兼魅力ある高校づくり課主任管理主事
委員	中出 初美	大宮工業高等学校事務部長
委員	宮崎 正海	大宮工業高等学校主幹教諭
委員	関 亮太	大宮工業高等学校教諭 (教務部)
委員	山崎 賢哉	大宮工業高等学校教諭 (進路指導部)
委員	菊池 弘之	大宮工業高等学校教諭 (生徒指導部)
委員	万沢 一成	大宮工業高等学校教諭 (工業科)
委員	西 哲未	大宮工業高等学校教諭 (普通科)
委員	山口 真奈	浦和工業高等学校教諭 (教務部)
委員	大高 浩一	浦和工業高等学校教諭 (進路指導部)
委員	宿谷 義則	浦和工業高等学校教諭 (生徒指導部)
委員	菊地 優太	浦和工業高等学校教諭 (情報技術科)
委員	井野 靖弘	浦和工業高等学校教諭 (設備システム科)
委員	横山 豪	財務課主査 (学校予算・経理指導担当)
委員	大場 康弘	財務課主査 (施設整備担当)
委員	岩本 太一	県立学校人事課管理主事 (教員人事担当)
委員	鯨井 智巳	県立学校人事課主任管理主事 (学事・働き方改革担当)
委員	石井 政人	高校教育指導課指導主事 (学びの改革担当)
委員	岡田 祐二	高校教育指導課指導主事 (教育課程担当)
委員	高橋 秀夫	高校教育指導課指導主事 (産業教育・キャリア教育担当)
委員	松村 剛政	I C T教育推進課主査 (I C T教育指導担当)
委員	手島 裕司	生徒指導課指導主事 (総務・登校支援・中退防止担当)
委員	遠井 学	保健体育課主任指導主事 (健康教育・学校安全担当)

## 大宮工業・浦和工業新校基本計画検討委員会 令和5年度 委員名簿

(敬称略)

委員長	栗藤 義明	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長
副委員長	野辺 純利	大宮工業高等学校教頭兼魅力ある高校づくり課主任管理主事
副委員長	櫻井 健一	浦和工業高等学校教頭兼魅力ある高校づくり課主任管理主事
委員	中出 初美	大宮工業高等学校事務部長
委員	宮崎 正海	大宮工業高等学校主幹教諭
委員	吉村 公利	大宮工業高等学校教諭 (教務部)
委員	山崎 賢哉	大宮工業高等学校教諭 (進路指導部)
委員	菊池 弘之	大宮工業高等学校教諭 (生徒指導部)
委員	万沢 一成	大宮工業高等学校教諭 (工業科)
委員	鈴木 幸乃	大宮工業高等学校教諭 (普通科)
委員	山口 真奈	浦和工業高等学校教諭 (教務部)
委員	大高 浩一	浦和工業高等学校教諭 (進路指導部)
委員	宿谷 義則	浦和工業高等学校教諭 (生徒指導部)
委員	菊地 優太	浦和工業高等学校教諭 (情報技術科)
委員	井野 靖弘	浦和工業高等学校教諭 (設備システム科)
委員	落合 範崇	財務課主査 (学校予算・経理指導担当)
委員	落合 真由美	財務課主幹 (施設整備担当)
委員	白澤 祥己	県立学校人事課管理主事 (教員人事担当)
委員	鯨井 智巳	県立学校人事課主幹兼主任管理主事 (学事担当)
委員	石井 政人	高校教育指導課指導主事 (学びの改革担当)
委員	高橋 秀夫	高校教育指導課指導主事 (産業教育・キャリア教育担当)
委員	大場 拓八	高校教育指導課指導主事 (産業教育・キャリア教育担当)
委員	小林 航	I C T教育推進課指導主事 (I C T教育指導担当)
委員	手島 裕司	生徒指導課指導主事 (総務・登校支援・中退防止担当)
委員	遠井 学	保健体育課主任指導主事 (健康教育・学校安全担当)

## 大宮工業・浦和工業新校準備委員会 開催状況

第1回	令和5年1月19日（木）午後3時から午後4時45分	県立大宮工業高等学校 大会議室
大宮工業・浦和工業新校基本計画検討（案）について		
第2回	令和5年5月30日（火）午後3時から午後4時35分	県立大宮工業高等学校 大会議室
大宮工業・浦和工業新校基本計画骨子（案）について		
第3回	令和5年11月28日（火）午後3時から午後4時45分	県立大宮工業高等学校 大会議室
大宮工業・浦和工業新校（仮称）基本計画（案）について		

## 大宮工業・浦和工業新校基本計画検討委員会 開催状況

第1回	令和4年12月16日（金）午後3時から午後4時30分	県立大宮工業高等学校 大会議室
大宮工業・浦和工業新校基本計画検討（案）について		
第2回	令和5年5月18日（木）午後3時から午後4時35分	県立大宮工業高等学校 大会議室
大宮工業・浦和工業新校基本計画骨子（案）について		
第3回	令和5年10月19日（木）午後3時から午後3時45分	県立大宮工業高等学校 大会議室
大宮工業・浦和工業新校（仮称）基本計画（案）について		